# 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 14 | 身体障がい者手帳交付事務　全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、身体障がい者手帳交付事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

| | |
| --- | --- |
| 特記事項 | 身体障がい者手帳交付事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。 |

## 評価実施機関名

大阪市長

## 個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

［令和７年５月　様式４］

# 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| （別添1）事務の内容 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添2）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| Ⅳ　その他のリスク対策 |
| Ⅴ　開示請求、問合せ |
| Ⅵ　評価実施手続 |
| （別添3）　変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 身体障がい者手帳交付事務 |
| ②事務の内容　※ | ○身体障がい者手帳交付決定にかかる事務<br>※身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、一定程度以上の永続する障がいを有する方からの申請に基づいて審査し、身体障がい者手帳を交付する。<br>（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）<br><br>＜中間サーバー＞<br>身体障がい者手帳に関する事務では、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークを通じて関係する各機関と情報連携を行う。 |
| ③対象人数 | [　10万人以上30万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |

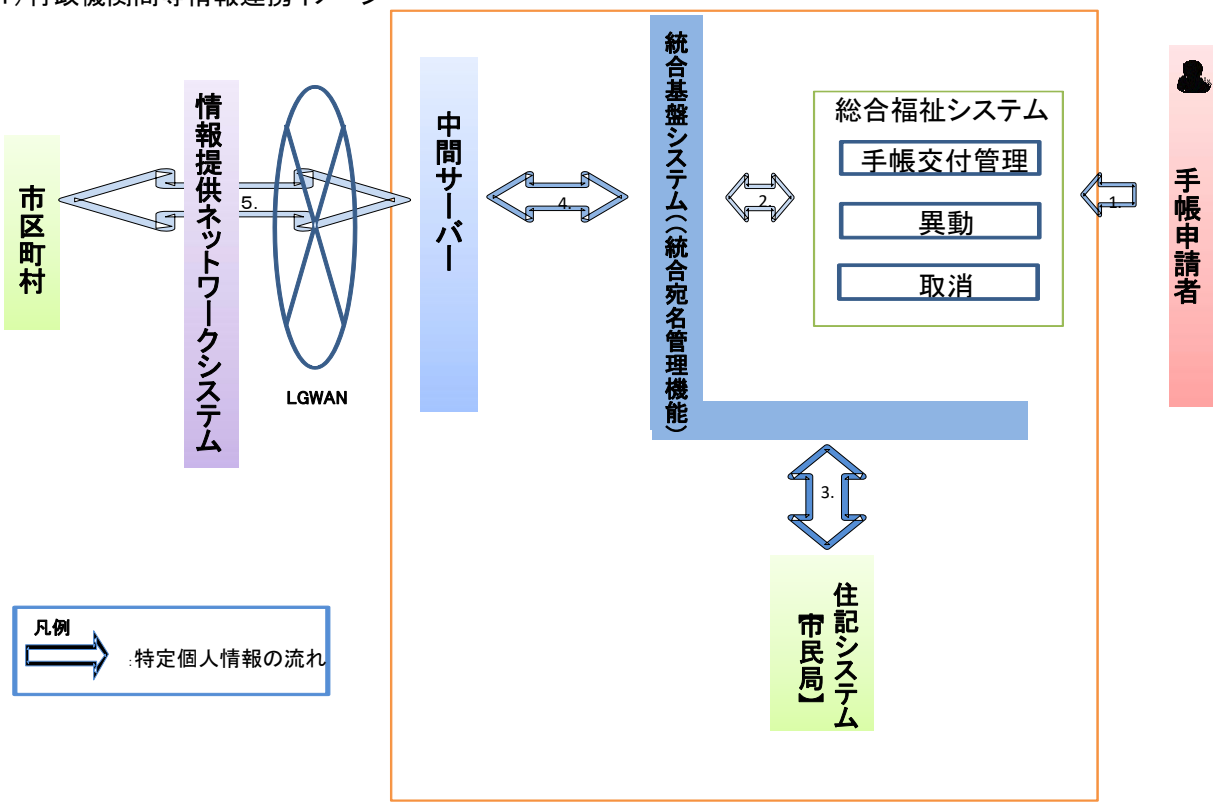
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
|---|---|
| **システム1** | |
| ①システムの名称 | 総合福祉システム |
| ②システムの機能 | 身体障害者福祉法による、身体障がい者手帳の交付に関する事務<br>①新規交付申請に関する事務<br>・申請書をもとに申請内容をシステムに登録する。<br>・取下書をもとに取下年月日、取下事由をシステムに登録する。<br>・審査会への審査依頼年月日、診断書に記載された等級、障がい区分をシステムに登録する。<br>・（身体障がい者手帳を交付する場合）診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、障がい名、等級、原因、再認定時期等をシステムに登録し決定後、身体障がい者手帳を作成し、交付する。<br>・（身体障がい者手帳を交付しない場合）診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、却下事由、却下年月日等をシステムに登録し決定後、身体障がい者手帳交付申請却下通知書により通知する。<br>②再交付申請に関する事務<br>・再交付申請書と手帳内容を確認し、再交付年月日、再交付事由をシステムに登録する。<br>・破損等により再度印刷する場合や、交付時に手帳の内容や、記載住所等が誤っていると対象者から申出があった場合等、修正後に再度手帳を印刷する。<br>（障がい程度の変更、障がい部位の追加に伴う申請の場合）<br>・審査会への審査依頼年月日、診断書に記載された等級、障がい区分をシステムに登録する。<br>・（身体障がい者手帳を交付する場合）診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、障がい名、等級、原因、再認定時期等をシステムに登録し決定後、身体障がい者手帳を作成し、交付する。<br>・（身体障がい者手帳を交付しない場合）診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、却下事由、却下年月日等をシステムに登録し決定後、身体障がい者手帳交付申請却下通知書により通知する。<br>③氏名、居住地の変更に関する事務<br>・異動届の内容をもとにシステムに登録されている住所、氏名等を変更する。<br>・区をまたがる異動が発生した際に、異動届の内容をもとにシステムに登録されている住所を変更し、変更年月日を入力する。<br>・異動届と対象者の手帳のコピーをもとに、他市等で発行された手帳が交付されている転入者の情報を、新たにシステムへ登録する。<br>④返還に関する事務<br>・対象者から旧手帳が返還された場合や、手帳出力時に手帳が破損した場合に、回収年月日等をシステムに登録する。<br>・死亡、希望返還、職権廃止の場合に、廃止年月日、廃止事由をシステムに登録する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　]情報提供ネットワークシステム　[ ○ ]庁内連携システム<br>[　]住民基本台帳ネットワークシステム　[ ○ ]既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ]宛名システム等　[　]税務システム<br>[　]その他　（　） |

| | |
|---|---|
| **システム2～5** | |
| **システム2** | |
| ①システムの名称 | 統合基盤システム |
| ②システムの機能 | 1. 統合利用番号付番機能<br>団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。付番した団体内統合利用番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。<br>2. 宛名情報等管理機能<br>宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。<br>3. 中間サーバー連携機能<br>中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報を通知する機能。<br>4. 業務システム連携機能<br>業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能。<br>5. セキュリティ関連機能<br>業務システムのサーバや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能。<br>6. 認証機能<br>業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 中間サーバー、連携するシステム全て　） |
| **システム3** | |
| ①システムの名称 | 中間サーバー |
| ②システムの機能 | 1. 符号管理機能<br>情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。<br>2. 情報照会機能<br>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報の受領を行う機能。<br>3. 情報提供機能<br>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。<br>4. 既存システム接続機能<br>中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能。<br>5. 情報提供等記録管理機能<br>特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。<br>6. 情報提供データベース管理機能<br>特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。<br>7. データ送受信機能<br>中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。<br>8. セキュリティ管理機能<br>9. 職員認証・権限管理機能<br>中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。<br>10. システム管理機能<br>バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[　] その他　（　） |
| **3. 特定個人情報ファイル名** | |
| 身体障がい者手帳交付関連情報ファイル | |

| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
|---|---|
| ①事務実施上の必要性 | 身体障がい者手帳を交付するに当たり、各種状況（住民基本台帳情報等）を把握するとともに、交付決定後の異動状況等についても引き続き把握する必要がある。 |
| ②実現が期待されるメリット | 各種証明書等の提出が不要になるなど市民負担の軽減につながる。<br>転入（転出）時の自治体間での書類のやりとりが不要となり、円滑な手続きにつながる。 |
| **5. 個人番号の利用　※** | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第20の項 |
| **6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※** | |
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1. 情報提供<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項<br><br>2. 情報照会<br>なし |
| **7. 評価実施機関における担当部署** | |
| ①部署 | 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉局長 |
| **8. 他の評価実施機関** | |
| なし | |

## （別添1）事務の内容

（1）行政機関間等情報連携イメージ




（備考）

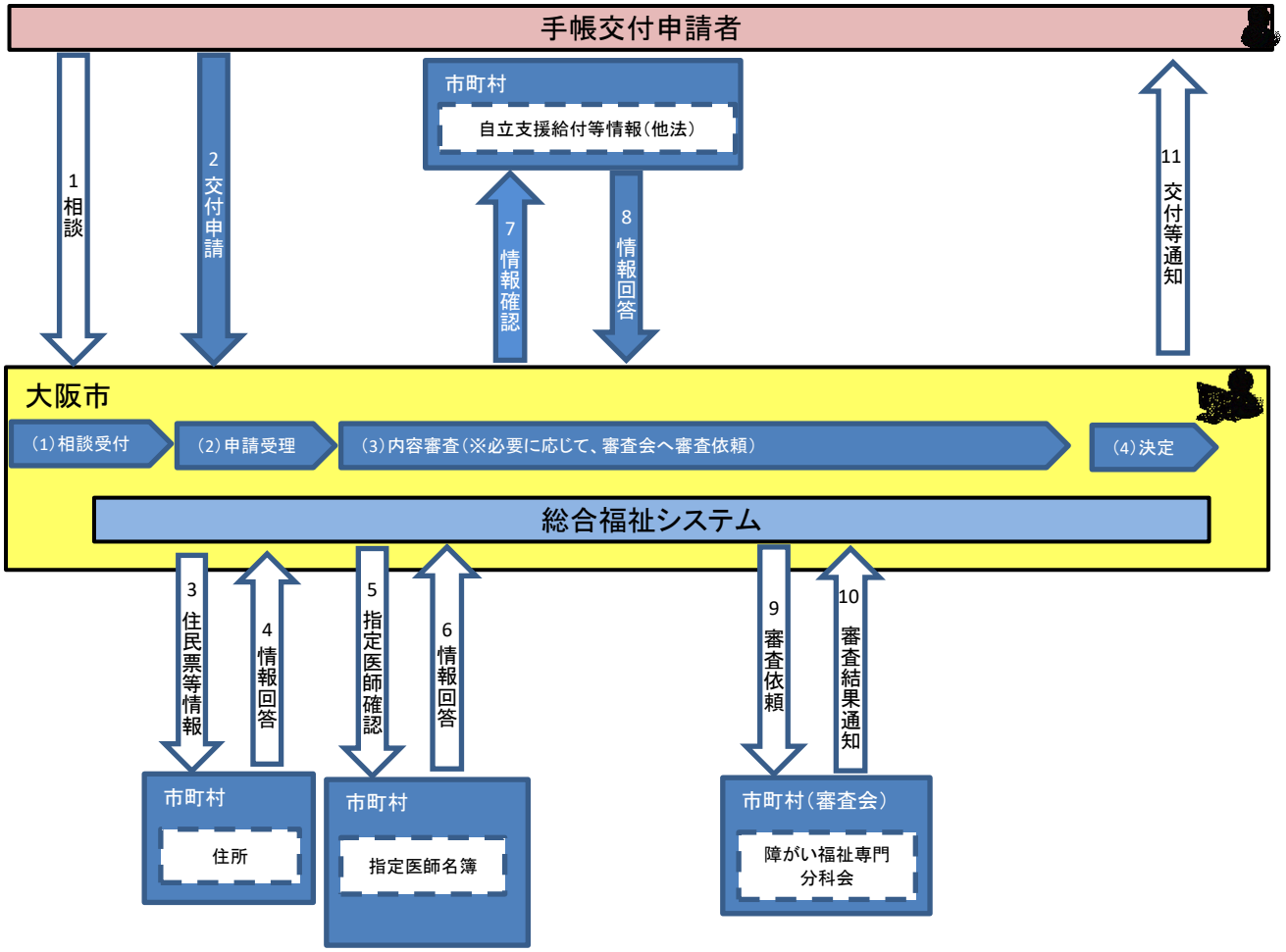
〈情報連携の流れ〉
・大阪市内部での情報連携については必要に応じて統合基盤システムを通じて行う。（3）
・大阪市が他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバーを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。（4,5）
・情報照会を依頼された情報提供ネットワークシステムは、正しい照会依頼であった場合にのみ情報提供者の他行政機関等に仲介を行う。
・情報照会者が情報提供者に対し直接要求を出すのではなく、情報提供ネットワークシステムにアクセス許可証の発行を求め、許可された上で連携を行うことで、信頼性のある情報連携を実現する。
・セキュリティの観点により、中間サーバーには個人番号及び基本5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所をいう。以下同じ。）を保有せず、符号及び団体内統合宛名番号により本人を特定する。

〈情報連携の説明〉
1. 個人番号を利用した業務は、身体障がい者手帳申請者又は手帳交付者から身体障がい者手帳交付に関わる申請等が行われる。
2. 必要に応じて統合基盤システムを通じて本市の他の業務システム及び中間サーバーへの情報連携を行う。
3. 住民記録システムに住民票関係情報の提供依頼を行い、身体障がい者手帳交付の業務に利用する。
4. 統合宛名管理システムにおいて、総合福祉システムから連携された個人に対し大阪市内で新たに「団体内統合宛名番号」を付番する。
中間サーバーからの連携データについては「団体内統合宛名番号」から総合福祉システム内のキー項目に逆変換する。

※「（別添1）事務の内容」の以降の内容に関する補足
上記にあるとおり、他行政機関等からの照会があった場合には、身体障がい者手帳交付事務で管理している情報を回答することとなるが、回答を行うための中間サーバーへの情報格納は情報システムにより自動的に実施するものと想定している。

## （別添1）事務の内容

（2）身体障がい者手帳交付決定にかかる事務（1/3）




：特定個人情報の流れ

：特定個人情報を含まない情報の流れ

（備考）

◆身体障がい者手帳交付の相談受付から交付等決定までの事務

（1）相談受付

1. 市民から身体障がい者手帳交付の相談を受け、必要に応じて、制度内容や手続方法について説明を行う。

（2）申請受理

2. 身体障がい者手帳の申請関係書類（申請書・診断書等）を受理する。
3. 市町村に対し住民票情報を照会する。
4. 回答により住民票情報の確認を行う。

（3）内容審査

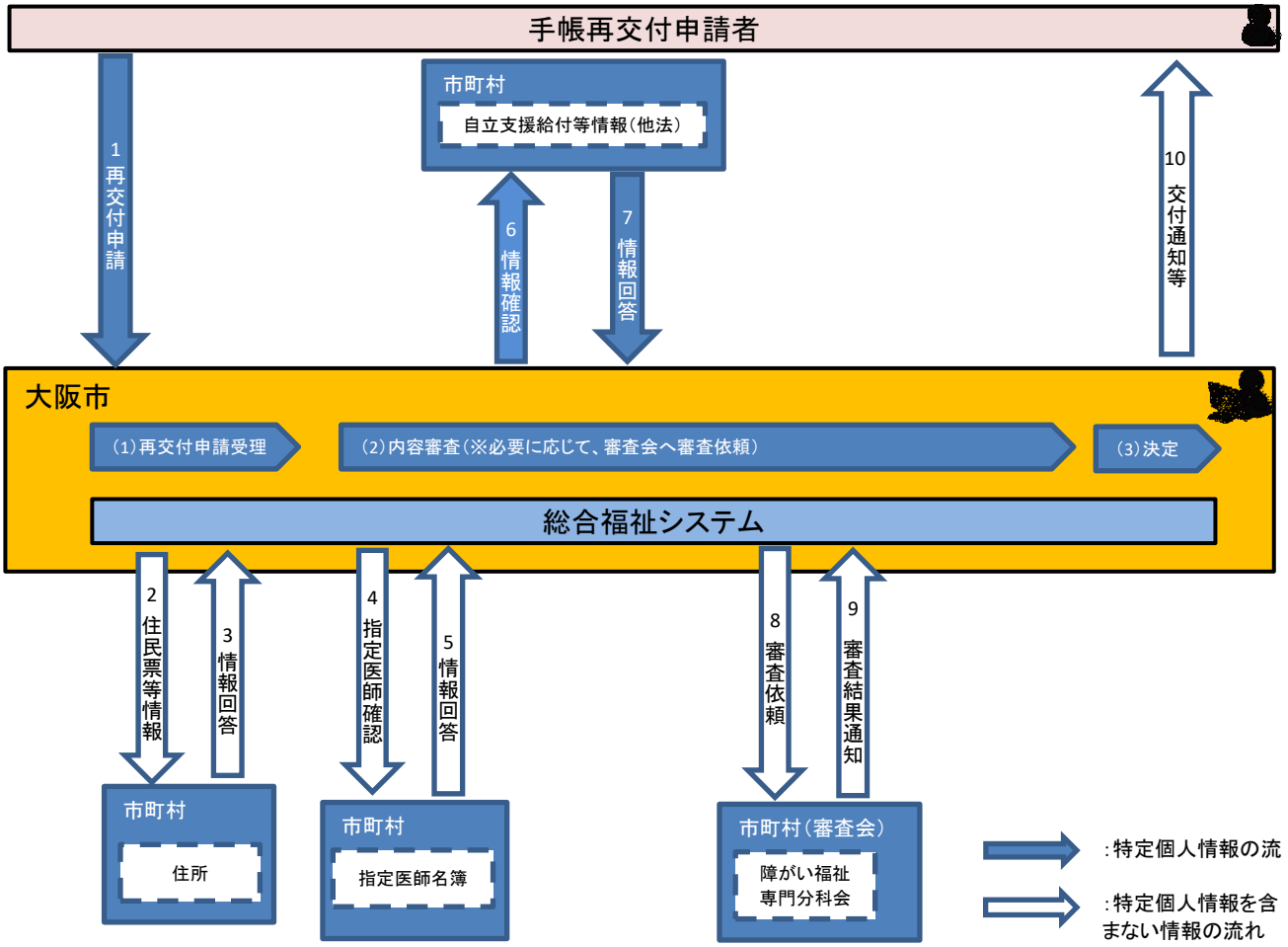
5. 診断書を記載した医師が身体障害者福祉法第15条の指定医師かどうかの確認を依頼する（医療機関の所在が市外の場合）。
6. 回答により、指定医師かどうかの確認を行う。
7. 申請者について、必要に応じて自立支援給付等の受給状況を確認する。
8. 自立支援給付等の受給状況について回答を受ける。
9. 審査を行うに当たって、必要に応じて、審査会へ関係資料を送付するとともに、内容の審査を依頼する。
10. 審査会での審査結果について回答を受ける。

（4）決定

11. 審査結果に基づいて決定し、申請者へ通知のうえ身体障がい者手帳を交付する。

## （別添1）事務の内容

（3）身体障がい者手帳交付決定にかかる事務（2/3）

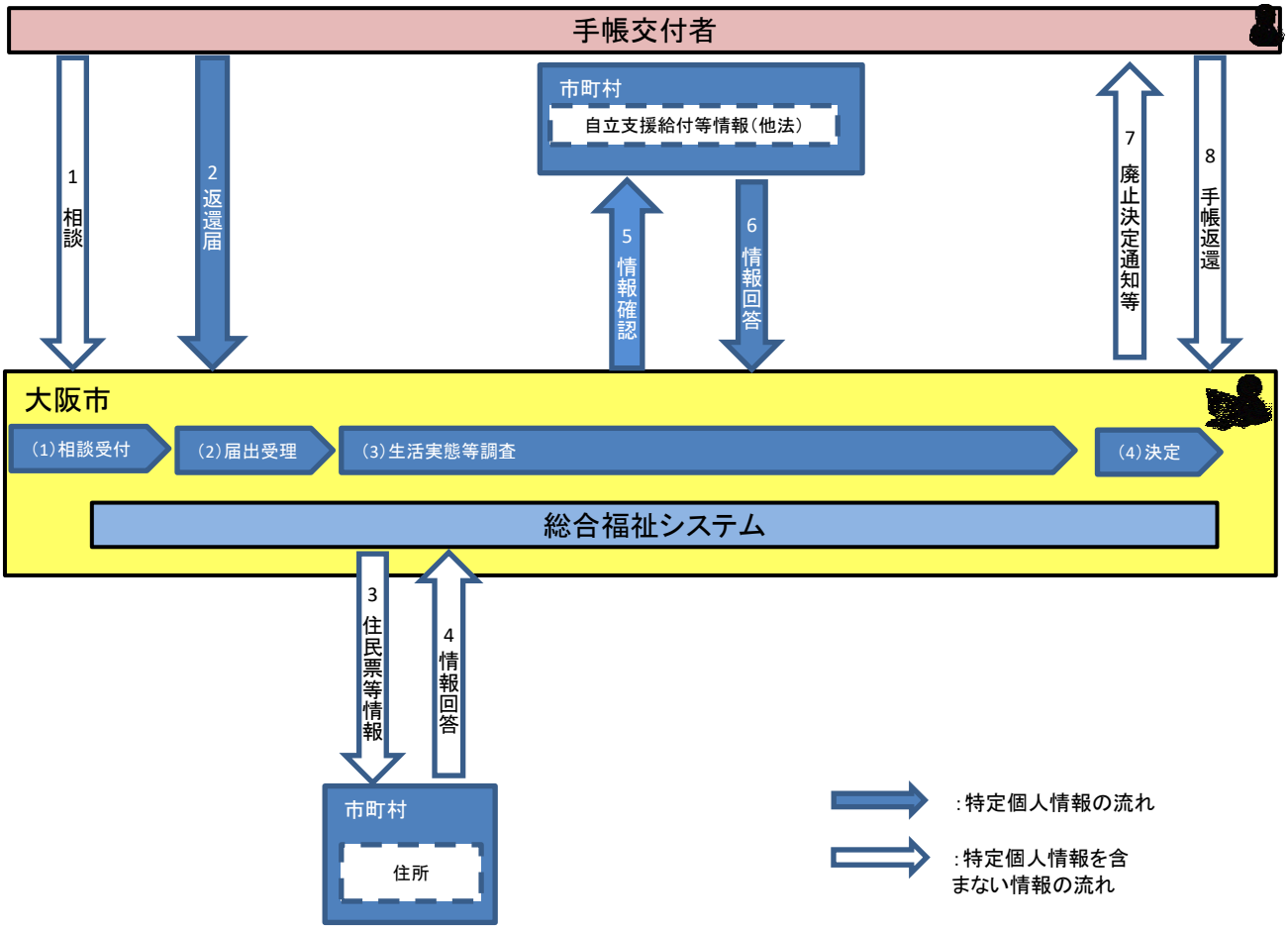



（備考）

◆身体障がい者手帳再交付（再認定）等決定までの事務
（1）再交付申請受理
1. 身体障がい者手帳の再交付申請関係書類（申請書・診断書等）を受理する。
2. 市町村に対し住民票情報を照会する。
3. 回答により住民票情報の確認を行う。
※破損等を理由とする再交付申請の場合は申請書を受理し、（3）決定へ
（2）内容審査
4. 診断書を記載した医師が身体障害者福祉法第15条の指定医師かどうかの確認を依頼する（医療機関の所在が市外の場合）。
5. 回答により、指定医師かどうかの確認を行う。
6. 申請者について、必要に応じて自立支援給付等の受給状況を確認する。
7. 自立支援給付等の受給状況について回答を受ける。
8. 審査を行うに当たって、必要に応じて、審査会へ関係資料を送付するとともに、内容の審査を依頼する。
9. 審査会での審査結果について回答を受ける。
（3）決定
10. 審査結果に基づいて決定し、申請者へ通知のうえ身体障がい者手帳を交付する。

## （別添1）事務の内容

（4）身体障がい者手帳交付決定にかかる事務（3/3）




（備考）

◆身体障がい者手帳廃止決定等の事務
（1）相談受付
1. 身体障がい者手帳交付者（死亡の際はその代理人等）から、異動事由内容について相談を受け付ける。
（2）届出受理
2. 異動事由を確認のうえ、異動届、必要に応じて身体障がい者手帳の返還届を受理する。
（3）生活実態等調査
3. 市町村に対して、現在の住民票情報を照会する。
4. 回答により、現在の住民票情報の確認を行う。
5. 必要に応じて自立支援給付等の受給状況を確認する。
6. 自立支援給付等の受給状況について回答を受ける。
（4）決定
7. 異動状況の把握に基づき、廃止決定等の処理を行い、通知する。
※氏名、居住地等の変更の場合、身体障がい者手帳の記載を変更する。
8. 必要に応じて手帳の返還を受ける。

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 身体障がい者手帳交付関連情報ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類　※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲<br>※ | | ・身体障がい者手帳交付者<br>・過去の手帳交付者<br>・手帳申請者で交付に至らなかった者<br>・手帳申請者本人が15歳未満の場合は当該保護者 |
| | その必要性 | 手帳を交付するに当たって、過去の交付状況や、現行の障がい福祉サービスの決定情報を把握する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目　※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[ ○ ] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[ ○ ] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　（　　） |
| | その妥当性 | ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために保有<br>・連絡先等情報：本人へ交付状況等について連絡する必要があるため保有<br>・障害者福祉関係情報：本評価書が対象とする事務として、本来扱うべき情報として保有（過去の手帳交付状況を把握するために保有） |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成27年10月5日 |
| ⑥事務担当部署 | | 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | |
|---|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 （ 市民局 ）<br>[ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ）<br>[ ] 民間事業者 （ ）<br>[ ] その他 （ ） |
| ②入手方法 | | | [ ○ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] その他 （ ） |
| ③入手の時期・頻度 | | | ＜総合福祉システムに関するもの＞<br>・随時：手帳交付申請時、世帯情報変更時等、個別に入手<br>＜統合基盤システムに関するもの＞<br>・団体内統合利用番号等の統合基盤システムで管理する情報について、日次連携<br>＜中間サーバーに関するもの＞<br>・身体障がい者手帳交付事務に関する情報について、日次等で連携 |
| ④入手に係る妥当性 | | | 身体障がい者手帳交付の申請を受ける際に、業務の所管を判断するために、住民情報等を入手しており、変更が生じた際も同様に入手している。 |
| ⑤本人への明示 | | | 本人から入手する情報については、本人に入手をすることや利用目的を口頭等により明示している。 |
| ⑥使用目的 ※ | | | 身体障がい者手帳交付の決定、身体障がい者手帳交付台帳の整備 |
| | 変更の妥当性 | | データについては、最新の状態で保管する必要があるため。 |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | | 福祉局障がい者施策部障がい福祉課・障がい支援課、福祉局生活福祉部福祉システム課、各区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター |
| | 使用者数 | [ 100人以上500人未満 ] | ＜選択肢＞<br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | | | ○身体障がい者手帳交付決定に係る事務<br>申請者の他の関係サービス受給状況等を把握した上で、身体障害者福祉法第15条に基づき、障がいの程度等を審査し、手帳交付決定を行う。手帳交付後も、身体障がい者手帳交付台帳（総合福祉システム）により再交付、住所・氏名、返還などの履歴を管理する。 |
| | 情報の突合 ※ | | ＜総合福祉システムに関わるもの＞<br>身体障がい者手帳交付台帳情報を突合して、過去の手帳交付状況等情報を収集する。<br>＜統合基盤システムに関わるもの＞<br>個人番号を突合することにより団体内統合利用番号を取得する。 |
| | 情報の統計分析 ※ | | 障がい種別、等級別等の手帳交付件数などの統計を行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | | 身体障害者福祉法第15条に基づき、障がいの程度等を審査し、手帳交付決定を行う。 |
| ⑨使用開始日 | | | 平成28年1月4日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 5 ） 件 |
| **委託事項1** | | システム保守・運用業務 |
| ①委託内容 | | 総合福祉システムの定常的な運用業務およびメンテナンス等の保守業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| | その妥当性 | 身体障がい者手帳交付事務の正確かつ適正な業務の実施及び総合福祉システムの安定した稼働を図るため、専門的な知識を有する民間業者に委託する必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 50人以上100人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[ ○ ]その他 （ サーバ室内にてシステムの直接調査 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 本市ホームページの入札契約情報にて公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社NTTデータ関西 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規程に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 |
| | ⑨再委託事項 | ・システム改修等における設計・製造・試験の一部業務<br>・保守業務及び運用支援業務における一部作業 |

| 委託事項2～5 | | |
|---|---|---|
| **委託事項2** | | 中央情報処理センター運用業務委託 |
| ①委託内容 | | 中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| | その妥当性 | システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ○ ]その他　（情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 本市ホームページの入札契約情報にて公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社NTTデータ関西 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 |
| | ⑨再委託事項 | 中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務 |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項3** | | 基盤系システム統合基盤運用保守 |
| ①委託内容 | | 基盤系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]<br>＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| | その妥当性 | 安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 50人以上100人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ○ ]その他 （ サーバ設置場所における運用保守のみのため提供しない ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 本市ホームページの入札契約情報にて公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社NTTデータ関西 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 |
| | ⑨再委託事項 | 統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築（本番・保守）、及び運用保守における一部業務 |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項4** | | バックアップ用媒体の運搬および保管業務委託 |
| ①委託内容 | | 災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬及び保管。<br>外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]<br>＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| | その妥当性 | 災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者に委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取扱いについては契約条項に定めている。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ○ ]その他　（ 鍵付の保護ケースに媒体を格納し、委託業者に預けている。 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 本市ホームページの入札契約情報にて公表している。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社NXワンビシアーカイブズ |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項5** | | 中央情報処理センター第二別館運用業務委託 |
| ①委託内容 | | バックアップ用媒体の管理 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]<br>＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| | その妥当性 | 災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバ室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取扱いについては契約条項に定めている。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ○ ]その他 （サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供することはない。） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社オプテージ |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項6～10** | | |
| **委託事項11～15** | | |
| **委託事項16～20** | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [ ○ ] 提供を行っている （ 25 ）件 [ ○ ] 移転を行っている （ 14 ）件<br>[ ] 行っていない |
| **提供先1** | 都道府県知事又は市長村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市で児童福祉法によるサービス申請を行った者及び関係者のうち、本市で身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 他市での届出時点等 |
| **提供先2～5** | |
| **提供先2** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 |
| ②提供先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市において賦課決定等を受けている者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 減免事由の発生等、更正・決定の時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先3** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項 |
| ②提供先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市において賦課決定等を受けている者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 減免事由の発生等、更正・決定の時点等 |
| **提供先4** | 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 |
| ②提供先における用途 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 |
| ③提供する情報 | 入居者及び同居者の身体障がい者手帳の交付及び障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市において公営住宅への入居の申請等を行った者及び同居者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 他市での届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先5** | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項 |
| ②提供先における用途 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 |
| ③提供する情報 | 入居者及び同居者の身体障がい者手帳の交付及び障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市改良住宅の入居等の申請者及び同居者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先6～10** | |
| **提供先6** | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表77の項 |
| ②提供先における用途 | ・障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等<br>・障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施<br>・在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務 |
| ③提供する情報 | 対象者の身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 法に基づく対象者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先7** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 |
| ②提供先における用途 | 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 作成の都度 |
| **提供先8** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 |
| ②提供先における用途 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先9** | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表113の項 |
| ②提供先における用途 | 雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先10** | （独）日本学生支援機構 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項 |
| ②提供先における用途 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 |
| ③提供する情報 | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| 提供先11～15 | |
|---|---|
| **提供先11** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 |
| ②提供先における用途 | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先12** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先13** | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項 |
| ②提供先における用途 | 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先14** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項 |
| ②提供先における用途 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先15** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項 |
| ②提供先における用途 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先16～20** | |
| **提供先16** | 都道府県知事又は市長村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 |
| ②提供先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 |
| ③提供する情報 | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先17** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 |
| ②提供先における用途 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及び障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先18** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 |
| ②提供先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及び障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先19** | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 |
| ②提供先における用途 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児童扶養手当の支給に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先20** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項 |
| ②提供先における用途 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

# （別添）Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| **提供先21** | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表１０８の項 |
| ②提供先における用途 | 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | ［　10万人以上100万人未満　］<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | ［○］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線<br>［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［　］フラッシュメモリ　［　］紙<br>［　］その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先22** | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第１８条第２項に規定する賃貸住宅の建設及び管理 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表１２４の項 |
| ②提供先における用途 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | ［　10万人以上100万人未満　］<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | ［○］情報提供ネットワークシステム　［　］専用線<br>［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［　］フラッシュメモリ　［　］紙<br>［　］その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先23** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表１２５の項 |
| ②提供先における用途 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **提供先24** | 都道府県知事等 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表１６１の項 |
| ②提供先における用途 | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和２９年５月８日付け社発第３８２号厚生省社会局長通知。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下「この欄において生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **提供先25** | 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成１９年３月２８日付け国住備第１６０号国土交通省住宅局長通知）第２条第９項に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第１６号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表１６３の項 |
| ②提供先における用途 | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務 |
| ③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **移転先1** | こども青少年局子育て支援部こども家庭課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の1の項 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **移転先2～5** | |
| **移転先2** | こども青少年局保育施策部保育企画課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の1の項 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **移転先3** | 財政局税務部管理課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の8の項 |
| ②移転先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 年に数度 |
| **移転先4** | 都市整備局住宅部管理課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例第3条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2の第53の項 |
| ②移転先における用途 | 公営住宅法による公営住宅の管理 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **移転先5** | 都市整備局住宅部管理課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例第3条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2の第76の項 |
| ②移転先における用途 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **移転先6～10** | |
| **移転先6** | 危機管理室危機管理課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例第3条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2の第80の項 |
| ②移転先における用途 | 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 年に数度 |

| | |
|---|---|
| **移転先7** | こども青少年局子育て支援部こども家庭課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例第3条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2の第81の項 |
| ②移転先における用途 | 児童扶養手当の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **移転先8** | こども青少年局子育て支援部管理課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の20の2の項 |
| ②移転先における用途 | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **移転先9** | こども青少年局保育施策部保育企画課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の20の2の項 |
| ②移転先における用途 | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **移転先10** | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の1の項 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による障害児入所給付費の支給決定 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| 移転先11～15 | |
|---|---|
| **移転先11** | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の2の項 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **移転先12** | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の5の項 |
| ②移転先における用途 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |

| | |
|---|---|
| **移転先13** | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の10の項 |
| ②移転先における用途 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 |
| ③移転する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **移転先14** | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の20の項 |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付に関する情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　] 専用線<br>[　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　] フラッシュメモリ　　[　] 紙<br>[　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 届出時点等 |
| **移転先16～20** | |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|---|---|---|
| ①保管場所 ※ | | 1. 特定個人情報の保管場所<br>・特定個人情報はシステム用ファイルとして総合福祉システム及び統合基盤システムのサーバー内に格納している。<br>・バックアップデータを記録したCD等の外部媒体は情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。<br>・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。<br>・職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。<br><br>2. 保管場所の状況<br>①サーバー<br>・総合福祉システム（及び統合基盤システム）のサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）内のサーバ室に設置している。<br>・中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバ室についてはICカードと生体認証装置により入退室認証を実施している。<br>②外部媒体<br>・遠隔地保管については、専門事業者に委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施錠のうえ、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。<br>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータを保管している。<br>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 |
| ②保管期間 | 期間 | ［　定められていない　］<br>＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | 保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、身体障がい者手帳交付関連情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。 |
| ③消去方法 | | 【電子データ】<br>・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。<br>【紙書類】<br>・保存期間を経過した申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。<br>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 |

## 7. 備考

| |
|---|
| |

## （別添2）特定個人情報ファイル記録項目

統合基盤システム（宛名番号関連）
団体内統合利用番号

中間サーバー
情報提供用個人識別符号、情報提供記録

総合福祉システム
①身体障がい者手帳交付　情報
（1）身体障がい者手帳資格
1.福祉台帳番号、2.申請履歴番号、3.最新フラグ、4.削除フラグ、5.状態コード、6.手帳交付地、7.手帳発行区コード、8.手帳番号、9.実施機関コード、10.決定区コード、11.総合等級コード、12.手帳種別コード、13.複数障がい有無フラグ、14.障がい名コード、15.障がい名、16.申請年月日、17.申請事由コード、18.取下年月日、19.取下事由コード、20.審査依頼年月日、21.交付年月日、22.決定年月日、23.却下年月日、24.却下事由コード、25.市外転入年月日、26.転入元役場設定フラグ、27.変更年月日、28.変更事由コード、29.廃止年月日、30.廃止事由コード、31.再交付年月日、32.再交付事由コード、33.再認定年月、34.再認定有無フラグ、35.右ncフラグ、36.右視力、37.右矯正視力、38.左ncフラグ、39.左視力、40.左矯正視力、41.右聴力、42.左聴力、43.専任者フラグ、44.送付先コード、45.性別出力フラグ、46.関係者履歴番号、47.増入力年月日、48.減入力年月日、49.直近更新者ID、50.設置場所コード、51.更新番号、52.端末ID、53.更新年月日、54.更新ユーザID、55.画面・バッチID、56.処理ID、57.レコード適用開始日

（2）身体障がい者手帳障がい情報
1.福祉台帳番号、2.申請履歴番号、3.障がい番号、4.データ識別区分、5.削除フラグ、6.代表障がいフラグ、7.障がい等級コード、8.障がい名コード、9.障がい名、10.障がい原因コード、11.障がい原因、12.直近更新者ID、13.設置場所コード、14.更新番号、15.端末ID、16.更新年月日、17.更新ユーザID、18.画面・バッチID、19.処理ID、20.レコード適用開始日

（3）身体障がい者手帳交付情報
1.福祉台帳番号、2.申請履歴番号、3.交付履歴番号、4.削除フラグ、5.交付年月日、6.再交付年月日、7.交付事由コード、8.回収年月日、9.回収区分コード、10.手帳等級コード、11.手帳種別コード、12.手帳交付地、13.手帳発行区コード、14.手帳番号、15.発行年月日、16.直近更新者ID、17.設置場所コード、18.更新番号、19.端末ID、20.更新年月日、21.更新ユーザID、22.画面・バッチID、23.処理ID、24.レコード適用開始日

（4）身体障がい者手帳異動情報
1.福祉台帳番号、2.申請履歴番号、3.個人異動履歴番号、4.削除フラグ、5.状態コード、6.処理年月日、7.処理種別コード、8.手帳交付地、9.手帳発行区コード、10.手帳番号、11.決定区コード、12.実施機関コード、13.総合等級コード、14.手帳種別コード、15.複数障がい有無フラグ、16.障がい名コード、17.障がい名、18.申請年月日、19.申請事由コード、20.取下年月日、21.取下事由コード、22.審査依頼年月日、23.交付年月日、24.決定年月日、25.却下年月日、26.却下事由コード、27.市外転入年月日、28.転入元役場設定フラグ、29.変更年月日、30.変更事由コード、31.廃止年月日、32.廃止事由コード、33.再交付年月日、34.再交付事由コード、35.再認定年月、36.再認定有無フラグ、37.変更前障がい等級、38.変更前障がいコード、39.変更前廃止事由コード、40.右ncフラグ、41.右視力、42.右矯正視力、43.左ncフラグ、44.左視力、45.左矯正視力、46.右聴力、47.左聴力、48.専任者フラグ、49.送付先コード、50.性別出力フラグ、51.関係者履歴番号、52.生年月日、53.性別コード、54.増入力年月日、55.減入力年月日、56.直近更新者ID、57.設置場所コード、58.更新番号、59.端末ID、60.更新年月日、61.更新ユーザID、62.画面・バッチID、63.処理ID、64.レコード適用開始日

（5）更生相談判定履歴
1.福祉台帳番号、2.相談履歴番号、3.削除フラグ、4.相談受付年月日、5.更生ケース番号、6.相談方法コード、7.居住区コード、8.受付時障がい区分コード、9.受付時障がい等級コード、10.原因疾病コード、11.手帳新規相談フラグ、12.手帳再認定相談フラグ、13.手帳新規判定フラグ、14.手帳再認定判定フラグ、15.手帳判定結果コード、16.障がい等級コード、17.障がい区分コード、18.補装具相談フラグ、19.適合相談フラグ、20.補装具判定フラグ、21.適合判定フラグ、22.補装具認定結果コード、23.仮合年月日、24.完成年月日、25.適合判定コード、26.基準外交付分コード、27.更生医療相談フラグ、28.更生医療判定フラグ、29.更生医療認定結果コード、30.更生医療種別コード、31.通所訓練相談フラグ、32.通所訓練判定フラグ、33.通所訓練判定結果コード、34.PTフラグ、35.STフラグ、36.医療相談__相談フラグ、37.医療相談__判定フラグ、38.医療相談__判定内容、39.年金診断相談フラグ、40.年金診断判定フラグ、41.年金診断判定結果コード、42.特障手相談フラグ、43.特障手判定フラグ、44.特障手判定結果コード、45.職業訓練相談フラグ、46.職業訓練判定フラグ、47.職業訓練判定内容、48.その他相談フラグ、49.その他判定フラグ、50.その他判定内容、51.支援費相談フラグ、52.支援費判定フラグ、53.支援費意見区分、54.判定書発行番号、55.発行年月日、56.補装具コード、57.支給貸与区分、58.直近更新者ID、59.設置場所コード、60.更新番号、61.端末ID、62.更新年月日、63.更新ユーザID、64.画面・バッチID、65.処理ID、66.レコード適用開始日

②　療育手帳交付　情報
（1）療育手帳資格
1.福祉台帳番号、2.申請履歴番号、3.最新フラグ、4.削除フラグ、5.状態コード、6.手帳番号、7.認定カード番号、8.療育ケース番号、9.児相ケース番号、10.実施機関コード、11.申請受付時実施機関コード、12.障がい程度コード、13.手帳種別コード、14.次回判定年月、15.次回判定通知有無フラグ、16.無期フラグ、17.判定機関コード、18.判定方法コード、19.送付年月日、20.申請年月日、21.申請事由コード、22.転入元役場設定フラグ、23.取下年月日、24.取下事由コード、25.交付年月日、26.判定年月日、27.変更年月日、28.変更事由コード、29.廃止年月日、30.廃止事由コード、31.再交付申請年月日、32.再交付事由コード、33.再交付年月日、34.辞退年月日、35.障がい手当種別コード、36.障がい手当判定結果コード、37.送付先コード、38.性別出力フラグ、39.関係者履歴番号、40.増入力年月日、41.減入力年月日、42.直近更新者ID、43.設置場所コード、44.更新番号、45.端末ID、46.更新年月日、47.更新ユーザID、48.画面・バッチID、49.処理ID、50.レコード適用開始日

③ 五法業務共通 情報

(1) 宛名管理

1.福祉台帳番号、2.宛名履歴番号、3.事業コード、4.福祉名フラグ、5.事業最新フラグ、6.削除フラグ、7.氏名区分、8.氏名カナ、9.氏名漢字、10.生年月日元号区分、11.生年月日、12.性別コード、13.住所区コード、14.住所自治体コード、15.住所町丁目コード、16.住所番、17.住所号、18.住所枝、19.住所地番編集コード、20.住所自治体漢字、21.住所町丁目漢字、22.住所郵便番号、23.住所方書、24.登録年月日、25.設置場所コード、26.更新番号、27.端末ID、28.更新年月日、29.更新ユーザID、30.画面・バッチID、31.処理ID、32.レコード適用開始日

(2) 住登外テーブル

1.福祉台帳番号、2.住登外履歴番号、3.最新フラグ、4.削除フラグ、5.氏名カナ、6.氏名漢字、7.生年月日元号区分、8.生年月日、9.性別コード、10.住所区コード、11.住所自治体コード、12.住所町丁目コード、13.住所番、14.住所号、15.住所枝、16.住所地番編集コード、17.住所自治体漢字、18.住所町丁目漢字、19.住所郵便番号、20.住所方書、21.前住所区コード、22.前住所自治体コード、23.前住所町丁目コード、24.前住所番、25.前住所号、26.前住所枝、27.前住所地番編集コード、28.前住所自治体漢字、29.前住所町丁目漢字、30.前住所郵便番号、31.前住所方書、32.更新所管区コード、33.業務更新年月日、34.異動年月日、35.登録理由コード、36.登録理由詳細、37.直近更新者ID、38.設置場所コード、39.更新番号、40.端末ID、41.更新年月日、42.更新ユーザID、43.画面・バッチID、44.処理ID、45.レコード適用開始日

(3) 関係者

1.福祉台帳番号、2.事業コード、3.関係者履歴番号、4.関係者連番、5.最新フラグ、6.削除フラグ、7.関係者福祉台帳番号、8.続柄コード1、9.続柄コード2、10.続柄コード3、11.関係区分コード1、12.関係区分コード2、13.関係区分コード3、14.設置場所コード、15.更新番号、16.端末ID、17.更新年月日、18.更新ユーザID、19.画面・バッチID、20.処理ID、21.レコード適用開始日

(4) 住基区分

1.福祉台帳番号、2.住基区分履歴番号、3.最新フラグ、4.削除フラグ、5.住基区コード、6.整理番号1、7.設置場所コード、8.更新番号、9.端末ID、10.更新年月日、11.更新ユーザID、12.画面・バッチID、13.処理ID、14.レコード適用開始日

(5) 名寄管理

1.名寄先福祉台帳番号、2.名寄情報履歴番号、3.最新フラグ、4.削除フラグ、5.名寄フラグ、6.名寄元福祉台帳番号、7.名寄登録年月日、8.名寄解除年月日、9.更新所管区コード、10.設置場所コード、11.更新番号、12.端末ID、13.更新年月日、14.更新ユーザID、15.画面・バッチID、16.処理ID、17.レコード適用開始日

(6) 管理区

1.福祉台帳番号、2.事業コード、3.管理種別、4.管理区コード、5.管理区履歴番号、6.削除フラグ、7.事業番号、8.設置場所コード、9.更新番号、10.端末ID、11.更新年月日、12.更新ユーザID、13.画面・バッチID、14.処理ID、15.レコード適用開始日

(7) 異動累積

1.処理年月日、2.異動累積連番、3.処理時間、4.福祉台帳番号、5.異動事業コード、6.異動事由コード、7.日付1__元号区分、8.日付1__年月日、9.日付2__元号区分、10.日付2__年月日、11.異動前、12.異動後、13.所管区コード、14.異動処理区コード、15.異動元区コード、16.パーティション区分、17.設置場所コード、18.更新番号、19.端末ID、20.更新年月日、21.更新ユーザID、22.画面・バッチID、23.処理ID、24.レコード適用開始日

(8) 異動関連事業

1.処理年月日、2.異動累積連番、3.異動関連連番、4.処理時間、5.関連事業コード、6.所管区コード、7.異動事業コード、8.異動事由コード、9.福祉台帳番号、10.関係者福祉台帳番号、11.関係区分コード1、12.関係区分コード2、13.関係区分コード3、14.確認フラグ、15.パーティション区分、16.担当コード、17.ケース番号、18.世帯員番号、19.設置場所コード、20.更新番号、21.端末ID、22.更新年月日、23.更新ユーザID、24.画面・バッチID、25.処理ID、26.レコード適用開始日

(9) 連絡送付先

1.福祉台帳番号、2.連絡送付先連番、3.削除フラグ、4.送付先有無区分、5.送付先氏名カナ、6.送付先氏名漢字、7.住所__区コード、8.住所__自治体コード、9.住所__町丁目コード、10.住所__自治体漢字、11.住所__町丁目漢字、12.住所__方書、13.郵便番号、14.送付先__電話番号、15.連絡先__電話番号、16.連絡先__FAX番号、17.使用開始年月日、18.作成元事業コード、19.設置場所コード、20.更新番号、21.端末ID、22.更新年月日、23.更新ユーザID、24.画面・バッチID、25.処理ID、26.レコード適用開始日

(10) 連絡送付先使用事業

1.福祉台帳番号、2.連絡送付先連番、3.事業コード、4.削除フラグ、5.設置場所コード、6.更新番号、7.端末ID、8.更新年月日、9.更新ユーザID、10.画面・バッチID、11.処理ID、12.レコード適用開始日

(11) 名寄依頼管理

1.名寄先福祉台帳番号、2.名寄元福祉台帳番号、3.名寄情報履歴番号、4.登録年月日、5.要確認フラグ、6.依頼区コード、7.依頼ユーザID、8.取消年月日、9.作業依頼年月日、10.作業依頼番号、11.作業実施年月日、12.作業結果区分、13.名寄先氏名カナ、14.名寄先氏名漢字、15.名寄先郵便番号、16.名寄先住所、17.名寄先方書、18.名寄先生年月日、19.名寄先性別、20.名寄元氏名カナ、21.名寄元氏名漢字、22.名寄元郵便番号、23.名寄元住所、24.名寄元方書、25.名寄元生年月日、26.名寄元性別、27.設置場所コード、28.更新番号、29.端末ID、30.更新年月日、31.更新ユーザID、32.画面・バッチID、33.処理ID、34.レコード適用開始日

(12) 名寄依頼関係事業管理

1.名寄先福祉台帳番号、2.名寄元福祉台帳番号、3.名寄情報履歴番号、4.関係事業元先フラグ、5.関係事業コード、6.関係事業名、7.設置場所コード、8.更新番号、9.端末ID、10.更新年月日、11.更新ユーザID、12.画面・バッチID、13.処理ID、14.レコード適用開始日

(13) 発行管理
1.事業コード、2.発行番号、3.削除フラグ、4.福祉台帳番号、5.作成年月日、6.発行区コード、7.再発行区分、8.無効フラグ、9.採番区分、10.対外文書区分、11.再発行元発行管理番号、12.文書番号、13.帳票ID、14.帳票名称、15.送付先氏名漢字、16.送付先住所漢字、17.発行年月日、18.不着年月日、19.業務可変項目、20.業務可変項目内容、21.設置場所コード、22.更新番号、23.端末ID、24.更新年月日、25.更新ユーザID、26.画面・バッチID、27.処理ID、28.レコード適用開始日

(14) 個人メモ
1.福祉台帳番号、2.事業コード、3.個人メモ履歴番号、4.削除フラグ、5.個人メモ1、6.個人メモ2、7.個人メモ3、8.個人メモ4、9.個人メモ5、10.登録年月日、11.照会区分コード、12.通知開始日、13.通知終了日、14.登録者ID、15.直近更新者ID、16.登録実施機関コード、17.更新実施機関コード、18.五法メモ区分コード、19.管理区区分コード、20.設置場所コード、21.更新番号、22.端末ID、23.更新年月日、24.更新ユーザID、25.画面・バッチID、26.処理ID、27.レコード適用開始日

(15) 五法お知らせ情報
1.お知らせ情報番号、2.オンラインフラグ、3.削除フラグ、4.区コード、5.事業コード、6.福祉台帳番号、7.対象者福祉台帳番号、8.お知らせ年月、9.メッセージコード、10.メッセージ内容、11.登録年月日、12.設置場所コード、13.更新番号、14.端末ID、15.更新年月日、16.更新ユーザID、17.画面・バッチID、18.処理ID、19.レコード適用開始日

(16) 五法新着情報
1.新着情報番号、2.開始通知年月日、3.終了通知年月日、4.通知期間、5.通知元実施機関コード、6.題名、7.ファイル、8.宛先実施機関コード、9.全区通知フラグ、10.その他宛先コード1、11.その他宛先コード2、12.その他宛先コード3、13.その他宛先コード4、14.その他宛先コード5、15.登録日、16.開封フラグ、17.開封日、18.削除フラグ、19.設置場所コード、20.更新番号、21.端末ID、22.更新年月日、23.更新ユーザID、24.画面・バッチID、25.処理ID、26.レコード適用開始日

(17) 五法新着情報宛先
1.新着情報番号、2.実施機関コード、3.出張所コード、4.開始通知年月日、5.終了通知年月日、6.開封フラグ、7.開封日、8.設置場所コード、9.更新番号、10.端末ID、11.更新年月日、12.更新ユーザID、13.画面・バッチID、14.処理ID、15.レコード適用開始日

(18) 異動関連マスタ
1.異動事業コード、2.異動事由コード、3.参照事業コード、4.参照区分、5.設置場所コード、6.更新番号、7.端末ID、8.更新年月日、9.更新ユーザID、10.画面・バッチID、11.処理ID、12.レコード適用開始日

(19) 受給状況一覧管理定義情報
1.業務処理ID、2.処理選択ID、3.処理選択名称、4.事業コード、5.処理区分、6.帳票名、7.対外帳票フラグ、8.対外帳票ID、9.受給状態コードパターン番号、10.受給状態コード、11.種別フラグ、12.種別コードID、13.種別コード項目番号、14.種別コードパターン番号、15.書類不備フラグ、16.検索日付1名称、17.検索日付2名称、18.検索日付3名称、19.検索日付3検索区分、20.検索結果__氏名、21.検索結果__年月日名称01、22.検索結果__年月日名称02、23.検索結果__年月日名称03、24.検索結果__年月日名称04、25.検索結果__年月日名称05、26.検索結果__年月日名称06、27.検索結果__年月日名称07、28.検索結果__年月日名称08、29.検索結果__年月日名称09、30.検索結果__年月日名称10、31.検索結果__年月日名称11、32.設置場所コード、33.更新番号、34.端末ID、35.更新年月日、36.更新ユーザID、37.画面・バッチID、38.処理ID、39.レコード適用開始日

(20) 仮更新__宛名管理
1.仮更新端末ID、2.福祉台帳番号、3.宛名履歴番号、4.事業コード、5.福祉名フラグ、6.事業最新フラグ、7.削除フラグ、8.氏名区分、9.氏名カナ、10.氏名漢字、11.生年月日元号区分、12.生年月日、13.性別コード、14.住所区コード、15.住所自治体コード、16.住所町丁目コード、17.住所番、18.住所号、19.住所枝、20.住所地番編集コード、21.住所自治体漢字、22.住所町丁目漢字、23.住所郵便番号、24.住所方書、25.登録年月日、26.更新区分、27.退避更新番号、28.設置場所コード、29.更新番号、30.端末ID、31.更新年月日、32.更新ユーザID、33.画面・バッチID、34.処理ID、35.レコード適用開始日

(21) 仮更新__住登外テーブル
1.仮更新端末ID、2.福祉台帳番号、3.住登外履歴番号、4.最新フラグ、5.削除フラグ、6.氏名カナ、7.氏名漢字、8.生年月日元号区分、9.生年月日、10.性別コード、11.住所区コード、12.住所自治体コード、13.住所町丁目コード、14.住所番、15.住所号、16.住所枝、17.住所地番編集コード、18.住所自治体漢字、19.住所町丁目漢字、20.住所郵便番号、21.住所方書、22.前住所区コード、23.前住所自治体コード、24.前住所町丁目コード、25.前住所番、26.前住所号、27.前住所枝、28.前住所地番編集コード、29.前住所自治体漢字、30.前住所町丁目漢字、31.前住所郵便番号、32.前住所方書、33.更新所管区コード、34.業務更新年月日、35.異動年月日、36.更新区分、37.退避更新番号、38.登録理由コード、39.登録理由詳細、40.直近更新者ID、41.設置場所コード、42.更新番号、43.端末ID、44.更新年月日、45.更新ユーザID、46.画面・バッチID、47.処理ID、48.レコード適用開始日

(22) 仮更新__関係者
1.仮更新端末ID、2.福祉台帳番号、3.事業コード、4.関係者履歴番号、5.関係者連番、6.最新フラグ、7.削除フラグ、8.関係者福祉台帳番号、9.続柄コード1、10.続柄コード2、11.続柄コード3、12.関係区分コード1、13.関係区分コード2、14.関係区分コード3、15.更新区分、16.退避更新番号、17.新規変更フラグ、18.設置場所コード、19.更新番号、20.端末ID、21.更新年月日、22.更新ユーザID、23.画面・バッチID、24.処理ID、25.レコード適用開始日

(23) 仮更新__住基区分
1.仮更新端末ID、2.福祉台帳番号、3.住基区分履歴番号、4.最新フラグ、5.削除フラグ、6.住基区コード、7.整理番号1、8.更新区分、9.退避更新番号、10.設置場所コード、11.更新番号、12.端末ID、13.更新年月日、14.更新ユーザID、15.画面・バッチID、16.処理ID、17.レコード適用開始日

(24) 仮更新__連絡送付先
1.仮更新端末ID、2.福祉台帳番号、3.連絡送付先連番、4.削除フラグ、5.送付先有無区分、6.送付先氏名カナ、7.送付先氏名漢字、8.住所__区コード、9.住所__自治体コード、10.住所__町丁目コード、11.住所__自治体漢字、12.住所__町丁目漢字、13.住所__方書、14.郵便番号、15.送付先__電話番号、16.連絡先__電話番号、17.連絡先__FAX番号、18.使用開始年月日、19.作成元事業コード、20.更新区分、21.退避更新番号、22.設置場所コード、23.更新番号、24.端末ID、25.更新年月日、26.更新ユーザID、27.画面・バッチID、28.処理ID、29.レコード適用開始日

(25) 仮更新__連絡送付先使用事業
1.仮更新端末ID、2.福祉台帳番号、3.連絡送付先連番、4.事業コード、5.削除フラグ、6.更新区分、7.退避更新番号、8.設置場所コード、9.更新番号、10.端末ID、11.更新年月日、12.更新ユーザID、13.画面・バッチID、14.処理ID、15.レコード適用開始日

(26) 仮更新__住登__個人情報
1.仮更新端末ID、2.住基区コード、3.整理番号1、4.住登個人履歴番号、5.整理番号2、6.住民区分、7.氏名__カナ氏名、8.氏名__漢字氏名、9.氏名__英字氏名__半角、10.氏名__英字氏名__全角、11.通称名__カナ氏名、12.通称名__漢字氏名、13.併記名、14.生年月日__元号区分コード、15.生年月日__年月日、16.性別区分コード、17.続柄コード1、18.続柄コード2、19.続柄コード3、20.出力順位、21.市民日__元号区分コード、22.市民日__年月日、23.市届出年月日__元号区分コード、24.市届出年月日__年月日、25.本籍地__自治体コード、26.本籍地__町丁目コード、27.本籍地__漢字自治体、28.本籍地__漢字町丁目、29.本籍地__郵便番号、30.筆頭者__漢字氏名、31.異動年月日__元号区分コード、32.異動年月日__年月日、33.異動届出年月日__元号区分コード、34.異動届出年月日__年月日、35.異動事由コード、36.記載事由__異動年月日__元号区分コード、37.記載事由__異動年月日__年月日、38.記載事由__届出年月日__元号区分コード、39.記載事由__届出年月日__年月日、40.記載事由__異動事由__異動事由コード、41.記載事由__自治体コード、42.記載事由__町丁目コード、43.記載事由__漢字自治体、44.記載事由__漢字町丁目、45.記載事由__郵便番号、46.消除事由__異動年月日__元号区分コード、47.消除事由__異動年月日__年月日、48.消除事由__届出年月日__元号区分コード、49.消除事由__届出年月日__年月日、50.消除事由__異動事由__異動事由コード、51.消除事由__自治体コード、52.消除事由__町丁目コード、53.消除事由__漢字自治体、54.消除事由__漢字町丁目、55.消除事由__郵便番号、56.確定転出先住所__異動年月日__元号区分コード、57.確定転出先住所__異動年月日__年月日、58.確定転出先住所__届出年月日__元号区分コード、59.確定転出先住所__届出年月日__年月日、60.確定転出先住所__異動事由__異動事由コード、61.確定転出先住所__自治体コード、62.確定転出先住所__町丁目コード、63.確定転出先住所__漢字自治体、64.確定転出先住所__漢字町丁目、65.確定転出先住所__郵便番号、66.国籍コード、67.第30条の45に規定する区分、68.在留資格コード、69.在留期間等、70.在留期間等の満了の日__元号区分、71.在留期間等の満了の日__年月日、72.在留カード等の番号、73.外国人住民となった日__元号区分、74.外国人住民となった日__年月日、75.マイナンバー、76.処理__版数、77.更新区分、78.退避更新番号、79.設置場所コード、80.更新番号、81.端末ID、82.更新年月日、83.更新ユーザID、84.画面・バッチID、85.処理ID、86.レコード適用開始日

(27) 仮更新__住登__世帯情報
1.仮更新端末ID、2.住基区コード、3.整理番号2、4.住登世帯履歴番号、5.世帯区分、6.住定異動年月日__元号区分コード、7.住定異動年月日__年月日、8.住定届出年月日__元号区分コード、9.住定届出年月日__年月日、10.住定事由__異動事由コード、11.現住所__自治体コード、12.現住所__町丁目コード、13.現住所__番、14.現住所__号、15.現住所__枝、16.現住所__地番編集コード、17.現住所__郵便番号、18.現住所__方書、19.世帯消除異動日__元号区分、20.世帯消除異動日__年月日、21.世帯消除届出日__元号区分、22.世帯消除届出日__年月日、23.世帯消除__異動事由コード、24.世帯主名__漢字氏名、25.世帯主名__英字氏名__半角、26.世帯主名__英字氏名__全角、27.更新区分、28.退避更新番号、29.設置場所コード、30.更新番号、31.端末ID、32.更新年月日、33.更新ユーザID、34.画面・バッチID、35.処理ID、36.レコード適用開始日

# Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 身体障がい者手帳交付関連情報ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・本人が書面を提出する際に、本人が本人（世帯員含む。以降、同様の定義とする。）以外の情報を誤って記載することがないようチェックを行う。<br>・身体障がい者手帳交付事務に係る各種申請に関しては、国民健康保険資格確認書、個人番号カードなどで申請者の本人確認も行う。<br><br>【他部署からの情報入手】<br>・情報入手の際、個人番号により基本情報を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。<br><br>【他部署からの情報入手】<br>・情報入手の際、業務要件上、不要な項目は取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・個人情報の収集に当たっては、本人から収集する。<br>※例外的に保護者や成年後見人などから収集を行うことがある。<br>・権利のない者からの届出を受け付けないように届出人要件の確認を徹底する。<br><br>【他部署からの情報入手】<br>・事務を行う上で総合福祉システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設ける。また、業務に必要な情報のみを入手できるようにする。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 身体障がい者手帳交付事務に係る各種申請に関しては、国民健康保険資格確認書、個人番号カードなどで申請者の本人確認を行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【個人番号カードによる確認】<br>・個人番号カードの提示を受け本人確認を行ったときは、総合福祉システムにて個人番号に相違がないか確認を行う。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・本人の申し出に基づき特定個人情報を最新の情報に保つよう努める。<br>・住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。<br>・問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。<br><br>【他部署からの情報入手】<br>・住民票の情報については、住民記録システムから情報を定期的に取得する。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケース等に保管する。<br>・システム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。<br><br>【他部署からの情報入手】<br>・照会情報を記載した保管不要な書類は、システムへの入力等を終えた場合は速やかに（シュレッダーで）処分する。<br>・事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。<br><br>【その他】<br>・情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持ち出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウィルス対策などを実施する。<br>・定期的及び随時にウイルスソフトウェアの更新を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| |

## 3. 特定個人情報の使用

| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
|---|---|
| 宛名システム等における措置の内容 | ・統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。<br>・統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）から総合福祉システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）が情報の紐付けを行うことはできない。<br>・統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）には個別業務の特定個人情報を保有しない。<br>・番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）にアクセス可能な仕組みとする。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | ・総合福祉システムを使用するための端末だけが特定個人情報ファイルにアクセスできるよう、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御を行っている。<br>・総合福祉システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。<br>・総合福祉システム及び統合基盤システムは、中間サーバーには番号法において各事務で提供が求められた情報のみを登録・変更できる仕組みとする。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | | |
|---|---|---|
| ユーザ認証の管理 | | ［　行っている　］　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | 【認証方法】<br>＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・総合福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID、パスワードによる認証及び生体情報（指静脈）による認証を行う。<br>・ユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。<br>・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定とする。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザID、パスワードによる認証及び生体情報（指静脈）による認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知する（システム的に変更させる設定としている。）。<br><br>【なりすまし防止策】<br>従事者は以下を遵守し、利用ユーザIDを適切に管理する。<br>・パスワードは他者に知られないように管理する<br>・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない<br>・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする<br>・パスワードは定期的に変更する<br>・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない<br>・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する<br>・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講ずる |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | | ［　行っている　］　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>【アクセス権限の発効管理】<br>・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ発効の申請を行う。<br>【アクセス権限の失効管理】<br>・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ失効の申請を行う。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>【アクセス権限の発効管理】<br>・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。<br>【アクセス権限の失効管理】<br>・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。 |
| アクセス権限の管理 | | ［　行っている　］　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。<br>・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限する。<br>・ユーザIDやアクセス権限を各事業所管課が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | | ［　記録を残している　］　＜選択肢＞<br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存する。また記録は定期的に確認し、不正アクセスがないかどうかを確認する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>①システムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。<br>②操作履歴について、各事務運用で必要となる期間に合わせて適切な期間、保管する。 |

| | |
|---|---|
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【職員の情報管理】<br>・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を原則として禁止する。<br>・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。<br>・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。<br>・総合福祉システム及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。<br><br>【委託事業者の情報管理】<br>・委託事業者に対しては目的外利用禁止を契約で定め、従事者の教育訓練を義務付ける。<br><br>【職員の違反措置】<br>・特定個人情報の使用記録より必要に応じて記録の解析を行い、事務外の利用有無を確認する。<br>・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象とし、事務外の使用を抑制する。<br>　個人情報の漏えい<br>　個人情報の目的外利用<br>　情報セキュリティポリシー違反 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【職員の情報管理】<br>・システムの運用に関わる職員を対象に、当該システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行う。<br><br>【委託事業者の情報管理】<br>・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をする。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認する。<br><br>＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・総合福祉システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。<br>・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 【リスク】<br>悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。<br><br>【リスクに対する措置】<br>特定個人情報の取扱いに係る研修を実施するとともに、職務違反措置の他、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・窃盗、職務上知り得た秘密を漏洩又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化について、周知徹底し、けん制機能を働かせる。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　] 委託しない |
|---|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | | 【業者選定時】<br>・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていることを義務付ける。<br><br>【契約時】<br>・契約書において次の事項を定める。<br>ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備<br>イ 個人情報保護に関する安全管理措置<br>ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置<br>・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認する。<br>・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する。<br><br>【委託契約締結後】<br>・委託契約の締結後は、必要に応じて立入検査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | | [　制限している　] ＜選択肢＞<br>1）制限している　2）制限していない |
| | 具体的な制限方法 | 委託契約書に以下の規定を設ける。<br>①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止する。<br>②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行う。<br>③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、機密保護等の誓約書を提出させる。<br>④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認する。 |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | | [　記録を残している　] ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | ・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。<br>・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。<br>・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、1か月分を磁気ディスクにまとめて保管委託を行う。<br>・システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能によりID単位の操作内容を記録する。 |
| 特定個人情報の提供ルール | | [　定めている　] ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| | 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 委託先から第三者への特定個人情報の提供は認めていない。 |
| | 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・委託先へ特定個人情報ファイルを提供することはなく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用するなど、特定の作業場所で行うこととしている。<br>・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。 |
| 特定個人情報の消去ルール | | [　定めている　] ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| | ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 委託事業者には特定個人情報の持ち出しは許可していないため、消去対象の情報はない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　　定めている　　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| 規定の内容 | ・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない<br>・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める<br>・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる<br>・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止<br>・個人情報等の外部への持ち出し禁止<br>・個人情報等を複写又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く。)<br>・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能<br>・一括再委託等の禁止 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない　　4）再委託していない |
| 具体的な方法 | ・個人情報保護の遵守を契約書に記載する<br>・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付ける<br>・秘密保持義務に関し覚書を交わす<br>・情報セキュリティ確認書（※）により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させる<br><br>（※）委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させ、契約書に添付させる。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| 委託先事業所内に試験データ等の持ち出しを行う場合、個人情報は全てマスキングを行い、大阪市事業所以外での特定個人情報ファイルの取り扱いは一切発生させない。 | | |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　　]提供・移転しない** | | |
| リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [　　記録を残している　　] | ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 【提供】<br>・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。<br><br>【移転】<br>・移転については、総合福祉システムから対象となるシステムに対し、自動で実施されるが、その内容は全て記録する。 | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　定めている　　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 【提供】<br>・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。<br><br>【移転】<br>・番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。 | |
| その他の措置の内容 | USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止する。 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【提供】<br>・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。<br><br>【移転】<br>・総合福祉システムから対象のシステムに向け、指定の日時に指定した情報を抽出するようシステムを構築し、抽出した情報を対象システムに引き渡して移転を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【提供】<br>・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。<br><br>【移転】<br>・総合福祉システムでは本業務で保有する情報を全て連携することはできないため、番号法に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保する。また、決められた移転先のみにしか情報の移転ができない仕組みとする。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| | |
|---|---|
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[ ] 接続しない（入手） [ ] 接続しない（提供）** |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能<br>（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの<br>（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>②中間サーバーと団体についてはVPN（バーチャルプライベートネットワーク）等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。<br>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか複号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。<br>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、総合福祉システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。<br>②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、不正な提供が行われるリスクに対応している。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。<br><br>＜中間サーバーの運用における措置＞<br>セキュリティ実施手順等について定期的に職員へ研修を行う。また、情報漏えい等の防止のため、管理者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持ち出すことの禁止、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録を実施する。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、総合福祉システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。<br>②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。<br>②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。<br>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

| リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
|---|---|---|
| ①NISC政府機関統一基準群 | [ 政府機関ではない ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [ 十分に整備している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [ 十分に整備している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |

| | | |
|---|---|---|
| ⑤物理的対策 | | [　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | 【情報システム室（※）】<br>・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、このドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行う。<br>・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納する。<br>・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行う。<br>・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行う。<br>・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電気的障害に対する措置を講ずる。<br>・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとする。<br>（※）中央情報処理センター第二別館内でサーバーを設置している場所<br><br>【記録媒体等の保管場所】<br>・システムバックアップデータは、情報システム室内の保管庫に格納し、入室者の制限を行う。また、大阪府外の遠隔地にも保管する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。<br>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策を適切に実施するほか、次を満たすこととする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータを保管している。 |
| ⑥技術的対策 | | [　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | 【ウイルス対策】<br>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバ及び端末機に常駐させ、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行う。<br>・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施する。<br><br>【不正アクセス対策】<br>・総合福祉システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットと物理的に接続されていない。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br><br>【その他】<br>・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行う。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講ずる。<br>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑦バックアップ | | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1）発生あり　2）発生なし |
| | その内容 | | |
| | 再発防止策の内容 | | |
| ⑩死者の個人番号 | | [　　保管している　　] | ＜選択肢＞<br>1）保管している　2）保管していない |
| | 具体的な保管方法 | 生存者の個人番号と同様の保管方法としている。 | |
| その他の措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・データについては、最新の状態で保管する。<br>・住民の情報については、住民記録システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合宛名に係る住民の5情報については、住民記録システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。 | |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | | |
| 消去手順 | | [　　定めている　　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| | 手順の内容 | ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。<br>・保存期間を経過した申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 | |
| その他の措置の内容 | | 万一の事故、障害等の発生に備え、データ・プログラムのバックアップを定期的に行っている。 | |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |

# Ⅳ　その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | | |
|---|---|---|
| ①自己点検 | | [　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行ってい　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| | 具体的なチェック方法 | ・個人情報を取り扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行う。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステム接続運用規程等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 |
| ②監査 | | [　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行ってい　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| | 具体的な内容 | ・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者（情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。）が実施する内部検査において、全てのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。<br>・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①情報提供ネットワークシステム接続運用規程等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。<br>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行う。 |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | | [　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行ってい　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| | 具体的な方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・本システムについて、各区保健福祉センター等のシステム利用部署の責任者（情報セキュリティ責任者）に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行う。<br>・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行い、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行う。<br>・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書（協定書）に定め、機密保護等の誓約書を提出させる。さらに、委託事業者において、当該職員に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている、「個人情報に関する取扱いや法令等の遵守」について、教育（研修等）を実施させる。<br>・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。<br>・新たに身体障がい者手帳交付事務に従事する職員には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須とする。また、従事後は、年に1回以上、全職員を対象に、情報セキュリティ管理規程等に則した内容の集合研修又はeラーニング等による研修を実施する。<br>・集合研修については複数回開催することで、未受講者への受講の機会を与え、全職員が受講できるようにする。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。<br>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、情報提供ネットワークシステム接続運用規程等について研修を行う。 |
| 3. その他のリスク対策 | | |
| ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 | | |

# Ⅴ　開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 〒530-8201<br>大阪市北区中之島1丁目3番20号<br>大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ） |
| ②請求方法 | ・窓口（大阪市役所本庁舎1階市民相談室）で直接、開示・訂正・利用停止請求<br>・郵便にて開示・訂正・利用停止請求 |
| 特記事項 | 大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載している。 |
| ③手数料等 | [　　無料　　]　　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料<br>（手数料額、納付方法：　　） |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [　　行っている　　]　　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 身体障がい者手帳に関する事務にかかるシステム用ファイル |
| 公表場所 | https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000605990.html |
| ⑤法令による特別の手続 | ― |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | ― |

| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| ①連絡先 | 〒530-8201<br>大阪市北区中之島1丁目3番20号　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課<br>電話：06-6208-8072　ファックス：06-6202-6962 |
| ②対応方法 | ・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。<br>・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。 |

# Ⅵ　評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | |
| ②しきい値判断結果 | ［　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施） |
| **2. 国民・住民等からの意見の聴取** | |
| ①方法 | 大阪市ホームページへの掲載及び市民情報プラザ（大阪市役所1階）での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、送付、FAX、電子メール又は窓口（大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課）への持参により意見を受け付ける。 |
| ②実施日・期間 | 令和8年7月22日から令和8年8月21日 |
| ③期間を短縮する特段の理由 | － |
| ④主な意見の内容 | アクセス制御や職員教育だけではサイバー攻撃や人的ミス等を防ぎきれないため、漏えい時の被害最小化として、自動・標準でデータを利用不能化する多層的保護技術を併用し、今後のシステム更改や委託先選定等でも当該技術を評価対象に含められたい。 |
| ⑤評価書への反映 | なし |
| **3. 第三者点検** | |
| ①実施日 | 令和8年9月17日 |
| ②方法 | 大阪市個人情報保護審議会による点検 |
| ③結果 | 特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置が講じられていると認められる。 |
| **4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】** | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

# （別添3）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年6月28日 | Ⅰ基本情報<br>6．評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名 | 福祉局長　西嶋　善親 | 福祉局長 | 事後 | 国様式変更による |
| 令和1年6月28日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>③委託先名 | 株式会社日立システムズ | アクセンチュア株式会社 | 事後 | 委託先の変更による |
| 令和1年6月28日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>③委託先名 | 阪神不動産株式会社 | 阪急阪神エステート・サービス株式会社 | 事後 | 委託先会社名の変更による |
| 令和1年6月28日 | Ⅲリスク対策<br>3．特定個人情報の使用<br>リスク2<br>（具体的な管理方法） | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・総合福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。<br>・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。パスワードはシステム的に変更させる設定としている。<br>・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・総合福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証、生体情報（指静脈）による認証を行っている。<br>・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。パスワードはシステム的に変更させる設定としている。<br>・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 | 事後 | 二要素認証システムの導入（平成29年4月）に伴う変更 |
| 令和1年6月28日 | Ⅲリスク対策<br>3．特定個人情報の使用<br>リスク2<br>（具体的な管理方法） | ＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 | ＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報（指静脈）による認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 | 事後 | 同上 |
| 令和2年8月20日 | Ⅰ基本情報<br>5．個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第20の項 | 番号法第9条第1項別表第20の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条 | 事後 | 文言の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅰ基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二<br>第16、27、28，31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 | 1. 情報提供<br>①番号法第19条第7号　別表第二　10、14、16、20、27、28，31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項<br>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）　第9－1－ロ、9－4－ロ、11－1－ロ、12－1－ト、12－2－ヘ、12－4－ト、12－6－ヘ、12－8－ト、12の2－1、14－1－イ、14－2－イ、20－2－イ、21－1－イ、21－2－イ、22－1－イ、28－1－イ、29－1、30－4、31－1－ハ、31－2－ハ、31－4－イ、31－5－ハ、31－6－イ、42－1、43の4－1－イ、53－1－ロ、53－2－ロ、53－3－イ、55－1－ト、55－5－イ、55－6－ニ、55－11－ハ、59の2－1－ト<br><br>2. 情報照会<br>なし | 事後 | 情報ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠について、情報提供と情報照会を分けて記入するため及び、別表第二の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体　使用部署 | 福祉局障がい者施策部障がい福祉課、福祉局生活福祉部地域福祉課、各区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター | 福祉局障がい者施策部障がい福祉課、各区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター | 事後 | 使用部署の修正 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託の有無 | 4件 | 5件 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5 | （記載なし） | 中央情報処理センター第二別館運用業務委託 | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>①委託内容 | （記載なし） | バックアップ用媒体の管理 | 事後 | 委託先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | （記載なし） | 特定個人情報ファイルの全体 | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>その妥当性 | （記載なし） | 災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバ室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。 | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>③委託先における取扱者数 | （記載なし） | 10人以上50人未満 | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | （記載なし） | その他<br>（サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供することはない。） | 事後 | 委託先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>⑤委託先の確認方法 | （記載なし） | 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>⑥委託先名 | （記載なし） | 株式会社オプテージ | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>⑦再委託の有無 | （記載なし） | 再委託しない | 事後 | 委託先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供・移転の有無 | [〇]提供を行っている（11件）<br>[〇]移転を行っている（9件） | [〇]提供を行っている（16件）<br>[〇]移転を行っている（14件） | 事後 | 提供・移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先2 | 地方税法等による個人住民税の減免、固定資産税の減免、軽自動車税の減免、法定外目的税の減免 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 | 事後 | 文言整理 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先3 | 地方税法等による個人事業税の減免、都道府県法定外目的税の減免、狩猟税の減免、水利地益税の減免、固定資産税の減免 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 | 事後 | 文言整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先４ | ・公営住宅への入居者の決定　・家賃の決定<br>・家賃又は金銭を減免する決定　・敷金を減免する決定<br>・家賃・敷金又は金銭の徴収を猶予する決定<br>・公営住宅の入居者が当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認<br>・公営住宅の入居者が死亡した又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅に入居する際の承認<br>・公営住宅の引渡しの請求の決定　・他の住宅をあっせんする事務<br>・公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 | 事後 | 文言整理 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先５ | ・住宅地区改良法による改良住宅の入居者の決定　・改良住宅の家賃の決定　・割増賃料を定める事務<br>・家賃を減免する決定　・敷金を減免する決定　・家賃又は敷金の徴収を猶予する決定<br>・改良住宅の明渡を請求する事務　・他の住宅をあっせんする事務<br>・改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 | 事後 | 文言整理 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先６ | ・障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等<br>・障害者職業センターの設置及び運営、納付金会業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施<br>・在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務 | ・障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等<br>・障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施<br>・在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務 | 事後 | 文言修正 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先８ | 児童扶養手当の支給に関する事務 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 | 事後 | 文言整理 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１０ | 独立行政法人日本学生支援機構法による奨学金の貸与者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準以下であるかどうかの判定、返還期限猶予の震災における本人の状況の確認、奨学金債権償却の認定のための返還者本人・連帯保証人・保証人の状況の確認 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 | 事後 | 文言整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先11 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等） | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 事後 | 文言整理 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12 | （記載なし） | 市町村長 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第7号別表第二第10の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１２<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１２<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１２<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１３ | （記載なし） | 都道府県知事 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１３<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第１９条第７号別表第二第１４の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１３<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１３<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１３<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１３<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１３<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１３<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１４ | （記載なし） | 市町村長 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第7号別表第二第20の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15 | （記載なし） | 市町村長 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第7号別表第二第53の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16 | （記載なし） | 都道府県知事等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第7号別表第二第108の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>②提供先における用途 | （記載なし） | ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費の支給決定　・自立支援医療費の支給認定の申請内容変更<br>・補装具費の支給決定　・自立支援医療の支給認定 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>③提供する情報 | （記載なし） | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10 | （記載なし） | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 | 事後 | 移転先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第9条第2項 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>②移転先における用途 | （記載なし） | 児童福祉法による障害児入所給付費の支給決定 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>③移転する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>④移転する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>⑥移転方法 | （記載なし） | 庁内連携システム | 事後 | 移転先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11 | （記載なし） | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第9条第2項 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>②移転先における用途 | （記載なし） | 児童福祉法による障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>③移転する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>④移転する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 移転先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>⑥移転方法 | （記載なし） | 庁内連携システム | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12 | （記載なし） | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第9条第2項 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>②移転先における用途 | （記載なし） | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>③移転する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>④移転する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 移転先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>⑥移転方法 | （記載なし） | 庁内連携システム | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13 | （記載なし） | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第9条第2項 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>②移転先における用途 | （記載なし） | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>③移転する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 移転先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>④移転する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>⑥移転方法 | （記載なし） | 庁内連携システム | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14 | （記載なし） | 福祉局障がい者施策部障がい支援課 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第9条第2項 | 事後 | 移転先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>②移転先における用途 | （記載なし） | ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費の支給決定　・自立支援医療費の支給認定の申請内容変更<br>・補装具費の支給決定　・自立支援医療の支給認定 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>③移転する情報 | （記載なし） | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>④移転する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>⑥移転方法 | （記載なし） | 庁内連携システム | 事後 | 移転先の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 移転先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所 | 1. 特定個人情報の保管場所<br>・特定個人情報はシステム用ファイルとして総合福祉システム及び統合基盤システムのサーバー内に格納している。<br>・バックアップデータを記録したCD等の外部媒体は情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。<br>・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。<br>2. 保管場所の状況<br>①サーバー<br>・総合福祉システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に関しカメラを設置する中央情報処理センター内の情報システム室に設置している。<br>・中央情報処理センターは入退館時にID及び生体認証装置による認証を行っており、情報システム室はICカードと暗証番号により入室制限を行っている。<br>②外部媒体<br>・情報システム室については、上記①に同じ。<br>・遠隔地保管については、専門事業者に委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施錠のうえ、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>【省略】 | 1. 特定個人情報の保管場所<br>・特定個人情報はシステム用ファイルとして総合福祉システム及び統合基盤システムのサーバー内に格納している。<br>・バックアップデータを記録したCD等の外部媒体は情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。<br>・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。<br>・職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。<br>2. 保管場所の状況<br>①サーバー<br>・総合福祉システム（及び統合基盤システム）のサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）内のサーバ室に設置している。<br>・中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバ室についてはICカードと生体認証装置により入退室認証を実施している。<br>②外部媒体<br>・遠隔地保管については、専門事業者に委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施錠のうえ、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>【省略】 | 事後 | 文言の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>別添2特定個人情報ファイル記録項目 | （記載なし） | （5）更生相談判定履歴　57.支給貸与区分 | 事後 | 文言の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅲリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>情報保護管理体制の確認 | 【業者選定時】<br>・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること及びISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていることを義務付けている。<br><br>【契約時】<br>・契約書において次の事項を定めている。<br>ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備<br>イ 個人情報保護に関する安全管理措置<br>ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置<br>・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。<br>・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する。 | 【業者選定時】<br>・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること及びISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていることを義務付けている。<br><br>【契約時】<br>・契約書において次の事項を定めている。<br>ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備<br>イ 個人情報保護に関する安全管理措置<br>ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置<br>・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。<br>・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する。<br><br>【委託契約締結後】<br>・委託契約の締結後は、必要に応じて立入検査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 | 事後 | 文言の追加 |
| 令和2年8月20日 | Ⅲリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク1<br>⑤物理的対策<br>具体的な対策の内容 | 【情報システム室（※）】<br>・情報システム室は無窓構造であり、入退室できるドアは2か所に限定しており、これらのドアもICカードと暗証番号による入退室管理を行っている。<br>・サーバー機器は施錠されたラック内部に格納されている。<br>・情報システム室には火災報知機やハロン消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。<br>・情報システム室内に設置したサーバは、転倒、落下防止等の耐震対策を行っている<br>・情報システム室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電気的障害に対する措置を講じている。<br>※アクセンチュア株式会社内でサーバーを設置している場所 | 【情報システム室（※）】<br>・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。<br>・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納されている。<br>・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。<br>・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。<br>・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電気的障害に対する措置を講じている。<br>・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。<br>（※）中央情報処理センター第二別館内でサーバーを設置している場所 | 事後 | 文言の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年8月20日 | Ⅳその他のリスク対策<br>1．監査<br>①自己点検<br>具体的なチェック方法 | ・大阪市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、毎年1回、総括情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。<br>・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行っている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 | ・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行っている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和2年8月20日 | Ⅳその他のリスク対策<br>1．監査<br>②監査<br>具体的な内容 | ・総括情報セキュリティ責任者（情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。）が毎年セキュリティ内部監査として、セキュリティ対策の実施状況について確認を行っており、本システムについてもその中で確認を行っている。<br>また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部の監査員によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 | ・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者（情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。）が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。<br>・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 | 事後 | 文言の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和2年8月20日 | Ⅳその他のリスク対策<br>2、従業者に対する教育・啓発<br>従業者に対する教育・啓発<br>具体的な方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・本システムについて、市税事務所等のシステム利用部署の責任者（情報セキュリティ責任者）に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。<br>・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。<br>・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書（協定書）に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている、「個人情報に関する取扱いや法令等の遵守」について、教育（研修等）を実施させている。<br>・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>【省略】 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・本システムについて、市税事務所等のシステム利用部署の責任者（情報セキュリティ責任者）に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。<br>・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。<br>・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書（協定書）に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている、「個人情報に関する取扱いや法令等の遵守」について、教育（研修等）を実施させている。<br>・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。<br>・新たに身体障がい者手帳交付事務に従事する職員には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。また、従事後は、年に1回以上、全職員を対象に、情報セキュリティ管理規程等に則した内容の集合研修又はeラーニング等による研修を実施している。<br>・集合研修については複数回開催することで、未受講者への受講の機会を与え、全職員が受講できるようにしている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>【省略】 | 事後 | 文言の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和2年8月20日 | Ⅰ　基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>（別添1）事務の内容<br>Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>（別添2）特定個人情報ファイル記録項目<br>Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | 中間サーバ | 中間サーバー | 事後 | 文言の修正 |
| 令和2年8月20日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去 | サーバー室 | サーバ室 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和2年8月20日 | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） | 国民健康保険証 | 国民健康保険被保険者証 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和2年8月20日 | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用 | ユーザーID | ユーザID | 事後 | 文言の修正 |
| 令和2年8月20日 | Ⅵ評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>②実施日・期間 | 平成29年2月6日 から 平成29年3月8日 まで | 令和2年6月15日 から 令和2年7月14日 まで | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年3月26日 | 表紙個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言（特記事項） | 委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。 | 委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。 | 事後 | 標準契約書の変更による |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2 | オペレーション業務委託 | 中央情報処理センター運用業務委託 | 事後 | 委託名の変更 |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>①委託内容 | 各種処理の実行監視や帳票印刷 | 中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務 | 事前 | 委託内容の変更 |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | 専用線、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）、紙 | その他（情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。） | 事後 | 委託先への提供方法の変更 |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑥委託先名 | アクセンチュア株式会社 | （株）エヌ・ティ・ティ・データ関西 | 事前 | 委託先名の変更 |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑦委託先の有無 | 再委託しない | 再委託する | 事前 | 委託先の変更に伴い再委託を実施するため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑧委託先の許諾方法 | （記載なし） | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 | 事前 | 委託先の変更に伴い再委託を実施するため |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑨委託先事項 | （記載なし） | 中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務 | 事前 | 委託先の変更に伴い再委託を実施するため |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>①委託内容 | 災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。<br>外部記憶媒体を保護ロッカーに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ロッカーを配送する。 | 災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。<br>外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。 | 事後 | 仕様書上の記載見直しのため |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | 鍵付の保護ロッカーに保管するため、委託業者が内容確認はできない。 | 鍵付の保護ケースに媒体を格納し、委託業者に預けている。 | 事後 | 委託先への提供方法の変更 |
| 令和4年3月31日 | Ⅰ　基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容 | ○手帳交付決定にかかる事務<br>※身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、一定程度以上の永続する障がいを有する方からの申請に基づいて、身体障がい者手帳を交付する。<br><br>（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）<br>＜中間サーバー＞<br>身体障がい者手帳に関する事務では、番号法別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。 | ○手帳交付決定にかかる事務<br>※身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、一定程度以上の永続する障がいを有する方からの申請に基づいて、身体障がい者手帳を交付する。<br><br>（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）<br>＜中間サーバー＞<br>身体障がい者手帳に関する事務では、番号法別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークを通じて関係する各機関と情報連携を行う。 | 事後 | 文言の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月31日 | Ⅰ　基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 1. 情報提供<br>①番号法第19条第7号　別表第二　10、14、16、20、27、28，31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項<br>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）　第9－1－ロ、9－4－ロ、11－1－ロ、12－1－ト、12－2－ヘ、12－4－ト、12－6－ヘ、12－8－ト、12の2－1、14－1－イ、14－2－イ、20－2－イ、21－1－イ、21－2－イ、22－1－イ、28－1－イ、29－1、30－4、31－1－ハ、31－2－ハ、31－4－イ、31－5－ハ、31－6－イ、42－1、43の4－1－イ、53－1－ロ、53－2－ロ、53－3－イ、55－1－ト、55－5－イ、55－6－ニ、55－11－ハ、59の2－1－ト<br><br>2. 情報照会<br>なし | 1. 情報提供<br>①番号法第19条第8号　別表第二　10、14、16、20、27、28，31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項<br>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）　第9－1－ロ、9－4－ロ、11－1－ロ、12－1－ト、12－2－ヘ、12－4－ト、12－6－ヘ、12－8－ト、12の2－1、14－1－イ、14－2－イ、20－2－イ、21－1－イ、21－2－イ、22－1－イ、28－1－イ、29－1、30－4、31－1－ハ、31－2－ハ、31－4－イ、31－5－ハ、31－6－イ、42－1、43の4－1－イ、53－1－ロ、53－2－ロ、53－3－イ、55－1－ト、55－5－イ、55－6－ニ、55－11－ハ、59の2－1－ト<br><br>2. 情報照会<br>なし | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先1<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第16の項 | 番号法第19条第8号別表第二第16の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先2<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第27の項 | 番号法第19条第8号別表第二第27の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先3<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第28の項 | 番号法第19条第8号別表第二第28の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先4<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第31の項 | 番号法第19条第8号別表第二第31の項 | 事後 | 番号法の改正による |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先5<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第54の項 | 番号法第19条第8号別表第二第54の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先6<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第55の項 | 番号法第19条第8号別表第二第55の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先7<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第56の2の項 | 番号法第19条第8号別表第二第56の2の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先8<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第57の項 | 番号法第19条第8号別表第二第57の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先9<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第79の項 | 番号法第19条第8号別表第二第79の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先10<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第106の項 | 番号法第19条第8号別表第二第106の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先11<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第116の項 | 番号法第19条第8号別表第二第116の項 | 事後 | 番号法の改正による |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第10の項 | 番号法第19条第8号別表第二第10の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先13<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第14の項 | 番号法第19条第8号別表第二第14の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第20の項 | 番号法第19条第8号別表第二第20の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第53の項 | 番号法第19条第8号別表第二第53の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和4年3月31日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第108の項 | 番号法第19条第8号別表第二第108の項 | 事後 | 番号法の改正による |
| 令和5年3月31日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>②ディスク交換やハード交換等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保存・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>②ディスク交換やハード交換等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保存・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 | 事後 | 消去方法の変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和5年3月31日 | Ⅲリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容<br>具体的な対策の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 | 事後 | 情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体の変更 |
| 令和5年3月31日 | Ⅲリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>リスクに対する措置の内容<br>具体的な対策の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 | 事後 | 情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体の変更 |
| 令和6年4月15日 | （別添2）ファイル記録項目<br>③五法業務共通　情報<br>（28）DV等支援者情報 | （記載なし） | （28）DV等支援者情報<br>1.整理番号1、2.REFコード、3.REF修正連番、4.異動番号、5.直近区分、6.削除区分、7.登録年月日、8.解除年月日、9.画面表示開始日、10.画面表示終了日、11.帳票通知開始日、12.帳票通知終了日、13.REF内容、14.REF説明、15.メモ内容、16.メモ内容01、17.メモ内容02、18.メモ内容03、19.メモ内容04、20.メモ内容05、21.メモ内容06、22.メモ内容07、23.メモ内容08、24.メモ内容09、25.メモ内容10、26.住基更新年月日時間、27.住基更新年月日、28.設置場所コード、29.更新番号、30.端末ID、31.更新年月日、32.更新ユーザID、33.画面・バッチID、34.処理ID、35.レコード適用開始日 | 事後 | 住民基本台帳等事務システムDV等支援者情報（REF情報）取込み対応による |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅰ基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容 | ○手帳交付決定にかかる事務<br>※身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、一定程度以上の永続する障がいを有する方からの申請に基づいて、身体障がい者手帳を交付する。<br><br>（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）<br>＜中間サーバー＞<br>身体障がい者手帳に関する事務では、番号法別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークを通じて関係する各機関と情報連携を行う。 | ○手帳交付決定にかかる事務<br>※身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、一定程度以上の永続する障がいを有する方からの申請に基づいて、身体障がい者手帳を交付する。<br><br>（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）<br>＜中間サーバー＞<br>身体障がい者手帳に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「番号法第１９条第８号に基づく主務省令」という。）第2条の表に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークを通じて関係する各機関と情報連携を行う。 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅰ基本情報<br>5．個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第20の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第１１条 | 番号法第9条第1項別表第20の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第１１条 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅰ基本情報<br>6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 1．情報提供<br>①番号法第19条第7号　別表第二　10、14、16、20、27、28，31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項<br>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。） 第9－1－ロ、9－4－ロ、11－1－ロ、12－1－ト、12－2－ヘ、12－4－ト、12－6－ヘ、12－8－ト、12の2－1、14－1－イ、14－2－イ、20－2－イ、21－1－イ、21－2－イ、22－1－イ、28－1－イ、29－1、30－4、31－1－ハ、31－2－ハ、31－4－イ、31－5－ハ、31－6－イ、42－1、43の4－1－イ、53－1－ロ、53－2－ロ、53－3－イ、55－1－ト、55－5－イ、55－6－ニ、55－11－ハ、59の2－1－ト<br><br>2．情報照会<br>なし | 1．情報提供<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「番号法第１９条第８号に基づく主務省令」という。）第2条の表　14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項<br><br>2．情報照会<br>なし | 事後 | 番号法の改正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1～3<br>⑥委託先名 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 | 株式会社NTTデータ関西 | 事後 | 業者名の変更 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>⑥委託先名 | 阪急阪神エステート・サービス株式会社 | 株式会社NXワンビシアーカイブズ | 事後 | 委託先の変更 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先1<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第16の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先2<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第27の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先2<br>②提供先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先3<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第28の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先4 | 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事 | 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 文言の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先4<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第31の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先5 | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事 | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先5<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第54の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先6<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第55の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表77の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先7<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第56の2の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先7<br>②提供先における用途 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務 | 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先8<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第57の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 | 事後 | 番号法の改正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先9<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第79の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表113の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先10<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第106の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先11<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第116の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第10の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先13<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第14の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第20の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第53の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項 | 事後 | 番号法の改正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16 | 都道府県知事等 | 都道府県知事又は市長村長 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二第108の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>②提供先における用途 | ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費の支給決定　・自立支援医療費の支給認定の申請内容変更<br>・補装具費の支給決定　・自立支援医療の支給認定 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 | 事後 | 文言の修正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17 | （記載なし） | 市町村長 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18 | （記載なし） | 都道府県知事等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19 | （記載なし） | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児童扶養手当の支給に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20 | （記載なし） | 都道府県知事等 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21 | （記載なし） | 市町村長 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22 | （記載なし） | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23 | （記載なし） | 都道府県知事等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24 | （記載なし） | 都道府県知事等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下「この欄において生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25 | （記載なし） | 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知）第2条第9項に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>①法令上の根拠 | （記載なし） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163の項 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>②提供先における用途 | （記載なし） | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>③提供する情報 | （記載なし） | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>④提供する情報の対象となる本人の数 | （記載なし） | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | （記載なし） | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>⑥提供方法 | （記載なし） | 情報提供ネットワークシステム | 事後 | 提供先の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>⑦時期・頻度 | （記載なし） | 届出時点等 | 事後 | 提供先の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年8月25日 | Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1：目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を受領することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>②中間サーバーの職員認証・権利管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び紹介した情報の受領を行う機能<br>（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの<br>（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を受領することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>②中間サーバーの職員認証・権利管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び紹介した情報の受領を行う機能<br>（※2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの<br>（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅴ1. ④個人情報ファイル簿の公表 | 行っていない | 行っている | 事後 | 文言の修正 |
| 令和7年8月25日 | Ⅴ1. ④<br>個人ファイル名 | （記載なし） | 身体障がい者手帳に関する事務にかかるシステム用ファイル | 事後 | 文言の追加 |
| 令和7年8月25日 | Ⅴ1. ④<br>公表場所 | （記載なし） | https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000605990.html | 事後 | 文言の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅰ基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容 | ○手帳交付決定にかかる事務<br>※身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、一定程度以上の永続する障がいを有する方からの申請に基づいて、身体障がい者手帳を交付する。<br><br>（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）<br>＜中間サーバー＞<br>身体障がい者手帳に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。）第2条の表に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークを通じて関係する各機関と情報連携を行う。 | ○身体障がい者手帳交付決定にかかる事務<br>※身体障害者福祉法第15条の規定に基づき、一定程度以上の永続する障がいを有する方からの申請に基づいて審査し、身体障がい者手帳を交付する。<br>（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）<br><br>＜中間サーバー＞<br>身体障がい者手帳に関する事務では、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークを通じて関係する各機関と情報連携を行う。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅰ基本情報<br>2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>②システムの機能 | 身体障害者福祉法による、身体障がい者手帳の交付に関する事務<br>①新規交付申請に関する事務<br>・申請書をもとに申請内容をシステムに登録する。<br>・取下書をもとに取下年月日、取下事由をシステムに登録する。<br>・審査会への審査依頼年月日、診断書に記載された等級、障がい区分をシステムに登録する。<br>・診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、障がい名、等級、原因、再認定時期等をシステムに登録する。<br>・診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、却下事由、却下年月日等をシステムに登録する。<br>②再交付申請に関する事務<br>・再交付申請書と手帳内容を確認し、再交付年月日、再交付事由をシステムに登録する。<br>・破損等により再度印刷する場合や、交付時に手帳の内容や、記載住所等が誤っていると対象者から申出があった場合等、修正後に再度手帳を印刷する。<br>③氏名、居住地の変更に関する事務<br>・異動届の内容をもとにシステムに登録されている住所、氏名等を変更する。<br>・区をまたがる異動が発生した際に、異動届の内容をもとにシステムに登録されている住所を変更し、変更年月日を入力する。<br>・異動届と対象者の手帳のコピーをもとに、他市等で発行された手帳が交付されている転入者の情報を、新たにシステムへ登録する。<br>④返還に関する事務<br>・対象者から旧手帳が返還された場合や、手帳出力時に手帳が破損した場合に、回収年月日等をシステムに登録する。<br>・市外転出、死亡、希望返還、職権廃止の場合に、廃止年月日、廃止事由をシステムに登録する。 | 身体障害者福祉法による、身体障がい者手帳の交付に関する事務<br>①新規交付申請に関する事務<br>・申請書をもとに申請内容をシステムに登録する。<br>・取下書をもとに取下年月日、取下事由をシステムに登録する。<br>・審査会への審査依頼年月日、診断書に記載された等級、障がい区分をシステムに登録する。<br>・（身体障がい者手帳を交付する場合）診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、障がい名、等級、原因、再認定時期等をシステムに登録し決定後、身体障がい者手帳を作成し、交付する。<br>・（身体障がい者手帳を交付しない場合）診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、却下事由、却下年月日等をシステムに登録し決定後、身体障がい者手帳交付申請却下通知書により通知する。<br>②再交付申請に関する事務<br>・再交付申請書と手帳内容を確認し、再交付年月日、再交付事由をシステムに登録する。<br>・破損等により再度印刷する場合や、交付時に手帳の内容や、記載住所等が誤っていると対象者から申出があった場合等、修正後に再度手帳を印刷する。<br>（障がい程度の変更、障がい部位の追加に伴う申請の場合）<br>・審査会への審査依頼年月日、診断書に記載された等級、障がい区分をシステムに登録する。<br>・（身体障がい者手帳を交付する場合）診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、障がい名、等級、原因、再認定時期等をシステムに登録し決定後、身体障がい者手帳を作成し、交付する。<br>・（身体障がい者手帳を交付しない場合）診断書、審査会からの審査決定通知書をもとに、却下事由、却下年月日等をシステムに登録し決定後、身体障がい者手帳交付申請却下通知書により通知する。 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅰ基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム2<br>②システムの機能 | 1. 統合利用番号付番機能<br>　団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。付番した団体内統合利用番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。<br>2. 宛名情報等管理機能<br>　宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能<br>3. 中間サーバー連携機能<br>　中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報を通知する機能<br>4. 業務システム連携機能<br>　業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能<br>5. セキュリティ関連機能<br>　業務システムのサーバや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能<br>6. 認証機能<br>　業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。 | 1. 統合利用番号付番機能<br>　団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。付番した団体内統合利用番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。<br>2. 宛名情報等管理機能<br>　宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。<br>3. 中間サーバー連携機能<br>　中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報を通知する機能。<br>4. 業務システム連携機能<br>　業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能。<br>5. セキュリティ関連機能<br>　業務システムのサーバや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能。<br>6. 認証機能<br>　業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅰ基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム3<br>②システムの機能 | 1. 符号管理機能<br>　符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。<br>2. 情報照会機能<br>　情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報の受領を行う。<br>3. 情報提供機能<br>　情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。<br>4. 既存システム接続機能<br>　中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。<br>5. 情報提供等記録管理機能<br>　特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。<br>6. 情報提供データベース管理機能<br>　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。<br>7. データ送受信機能<br>　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。<br>8. セキュリティ管理機能<br>9. 職員認証・権限管理機能<br>　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された件減に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。<br>10. システム管理機能<br>　バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 | 1. 符号管理機能<br>　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。<br>2. 情報照会機能<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報の受領を行う機能。<br>3. 情報提供機能<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。<br>4. 既存システム接続機能<br>　中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能。<br>5. 情報提供等記録管理機能<br>　特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。<br>6. 情報提供データベース管理機能<br>　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。<br>7. データ送受信機能<br>　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。<br>8. セキュリティ管理機能<br>9. 職員認証・権限管理機能<br>　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。<br>10. システム管理機能<br>　バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅰ基本情報<br>5. 個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第20の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条 | 番号法第9条第1項別表第20の項 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅰ基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 1. 情報提供<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。）第2条の表 | 1. 情報提供<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅰ基本情報<br>（別添1）事務の内容<br>（1）行政機関間等情報連携イメージ<br>（備考） | ・セキュリティの観点により、中間サーバーには個人番号及び基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所をいう。以下同じ）を保有せず、符号及び団体内統合宛名番号の保有により本人を特定する。<br><br>〈情報連携の説明〉<br>1. 個人番号を利用した業務は、身体障がい者手帳申請者又は手帳交付者より身体障がい者手帳交付に関わる申請等が行われる。<br>2. 必要に応じて統合基盤システムを通じて本市の他の業務システム及び中間サーバーへの情報連携を行う。<br>3. 住基システムに住民票関係情報の提供依頼を行い、身体障がい者手帳交付の業務に利用する。 | ・セキュリティの観点により、中間サーバーには個人番号及び基本5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所をいう。以下同じ。）を保有せず、符号及び団体内統合宛名番号により本人を特定する。<br><br>〈情報連携の説明〉<br>1. 個人番号を利用した業務は、身体障がい者手帳申請者又は手帳交付者から身体障がい者手帳交付に関わる申請等が行われる。<br>2. 必要に応じて統合基盤システムを通じて本市の他の業務システム及び中間サーバーへの情報連携を行う。<br>3. 住民記録システムに住民票関係情報の提供依頼を行い、身体障がい者手帳交付の業務に利用する。 | 事後 | 文言の修正 |
| | Ⅰ基本情報<br>（別添1）事務の内容<br>（2）身体障がい者手帳交付決定にかかる事務（1/3）<br>（3）身体障がい者手帳交付決定にかかる事務（2/3）<br>（4）身体障がい者手帳交付決定にかかる事務（3/3） | | 別紙1を追加 | 事後 | 前回公表時に記載漏れの内容について追記 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>1. 特定個人情報ファイル名 | 身体障がい者手帳に関する事務 | 身体障がい者手帳交付関連情報ファイル | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲 | ・身体障がい者手帳交付者、過去の手帳交付者の一部、及び過去の手帳交付相談者の一部（手帳交付に至らなかった者） | ・身体障がい者手帳交付者<br>・過去の手帳交付者<br>・手帳申請者で交付に至らなかった者<br>・手帳申請者本人が15歳未満の場合は当該保護者 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>主な記録項目 | [〇] 生活保護・社会福祉関係情報 | [　] 生活保護・社会福祉関係情報 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために保有<br>・連絡先情報：本人へ交付状況等について連絡する必要があるため保有<br>・障害者福祉関係情報：本評価書が対象とする事務として、本来扱うべき情報として保有<br>（過去の手帳交付状況や現在の障がい福祉サービスの受給状況を把握するために保有）<br>・社会福祉関係情報：他の関係サービスの受給状況を把握するために保有 | ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために保有<br>・連絡先等情報：本人へ交付状況等について連絡する必要があるため保有<br>・障害者福祉関係情報：本評価書が対象とする事務として、本来扱うべき情報として保有<br>（過去の手帳交付状況を把握するために保有） | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元 | [〇] 評価実施機関内の他部署（　）<br>[〇] 行政機関・独立行政法人等（　） | [〇] 評価実施機関内の他部署（市民局）<br>[　] 行政機関・独立行政法人等（　） | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>③入手の時期・頻度 | ＜統合基盤システムに関するもの＞<br>・団体内統合利用番号等の統合基盤システムで管理する情報について、月1回連携<br>＜中間サーバーに関するもの＞<br>・身体障がい者手帳交付事務に関する情報について、月1回連携 | ＜統合基盤システムに関するもの＞<br>・団体内統合利用番号等の統合基盤システムで管理する情報について、日次連携<br>＜中間サーバーに関するもの＞<br>・身体障がい者手帳交付事務に関する情報について、日次等で連携 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑤本人への明示 | 本人から入手する情報については、本人に入手をすることや、利用目的を本人に明示している。 | 本人から入手する情報については、本人に入手をすることや利用目的を口頭等により明示している。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑥使用目的 | 身体障がい者手帳交付の交付決定 | 身体障がい者手帳交付の決定、身体障がい者手帳交付台帳の整備 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑥使用目的<br>変更の妥当性 | （記載なし） | データについては、最新の状態で保管する必要があるため。 | 事後 | 文言の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体<br>使用部署 | 福祉局障がい者施策部障がい福祉課、各区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター | 福祉局障がい者施策部障がい福祉課・障がい支援課、福祉局生活福祉部福祉システム課、各区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体<br>使用者数 | 500人以上1,000人未満 | 100人以上500人未満 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法<br>情報の突合 | ＜総合福祉システムに関わるもの＞<br>障がい福祉サービスの受給情報を突合して、過去の手帳交付状況等情報を収集する。<br>＜統合基盤システムに関わるもの＞<br>個人番号を突合することにより団体内統合利用番号を取得する。 | ○身体障がい者手帳交付決定に係る事務<br>申請者の他の関係サービス受給状況等を把握した上で、身体障害者福祉法第15条に基づき、障がいの程度等を審査し、手帳交付決定を行う。手帳交付後も、身体障がい者手帳交付台帳（総合福祉システム）により再交付、住所・氏名、返還などの履歴を管理する。 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法<br>権利利益に影響を与え得る決定 | 身体障害者福祉法第15条に基づき、障がいの程度等を確認し、手帳交付決定を行う | 身体障害者福祉法第15条に基づき、障がいの程度等を審査し、手帳交付決定を行う。 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>その妥当性 | 身体障がい者手帳事務の正確かつ適正な業務の実施及び総合福祉システムの安定した稼働を図るため、専門的な知識を有する民間業者に委託する必要がある。 | 身体障がい者手帳交付事務の正確かつ適正な業務の実施及び総合福祉システムの安定した稼働を図るため、専門的な知識を有する民間業者に委託する必要がある。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>再委託<br>⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規程に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合には、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する | 業務委託契約書の規程に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>再委託<br>⑨再委託事項 | ・システム改修等における設計・製造・試験の一部業務<br>・保守業務および運用支援業務における一部作業 | ・システム改修等における設計・製造・試験の一部業務<br>・保守業務及び運用支援業務における一部作業 | 事後 | 文言の修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>再委託<br>⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>再委託<br>⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規程に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合には、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>⑧委託先における取扱者数 | 10人以上50人未満 | 50人以上100人未満 | 事後 | 基幹系システム統合基盤運用保守の委託先取扱者数の修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>①委託内容 | 災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。<br>外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。 | 災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬及び保管。<br>外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供・移転の有無 | [〇] 提供を行っている（16）件 | [〇] 提供を行っている（25）件 | 事後 | 件数の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先1<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市で児童福祉法によるサービス申請を行った者及び関係者のうち、本市で身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 他市で児童福祉法によるサービス申請を行った者及び関係者のうち、本市で身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先2<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先2<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市において賦課決定等を受けている者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 他市において賦課決定等を受けている者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先3<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市において賦課決定等を受けている者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 他市において賦課決定等を受けている者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先4<br>③提供する情報 | 入居者及び同居者の身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 入居者及び同居者の身体障がい者手帳の交付及び障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先4<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市において公営住宅への入居の申請等を行った者及び同居者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 他市において公営住宅への入居の申請等を行った者及び同居者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先5<br>③提供する情報 | 入居者及び同居者の身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 入居者及び同居者の身体障がい者手帳の交付及び障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先5<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 他市において改良住宅の入居等の申請者及び同居者について、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 他市改良住宅の入居等の申請者及び同居者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先6<br>③提供する情報 | 対象者の身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 対象者の身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先6<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 法に基づく対象者について、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 法に基づく対象者のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先7<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先7<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先8<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先8<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先9<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先9<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先10<br>③提供する情報 | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先10<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先11<br>②提供先における用途 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先11<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先12<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先13<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先13<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先14<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先15<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>③提供する情報 | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 受給者等に関する身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先16<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及び障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先17<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及び障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先18<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先19<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先20<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先21<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先22<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>②提供先における用途 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付に関する事務 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務 | 事後 | 規定に基づき修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先23<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先24<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>③提供する情報 | 身体障がい者手帳の交付に関する情報 | 身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先25<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先1<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の1の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先1<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先2<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の1の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先2<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先3<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の8の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先3<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先4<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例第3条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2の第53の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先4<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先5<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例第3条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2の第76の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先5<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先6<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例第3条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2の第80の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先6<br>②移転先における用途 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成 | 災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 | 事後 | 規定に基づき修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先6<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先7<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例第3条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表の第2の第81の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先7<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先8<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の20の2の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先8<br>②移転先における用途 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先8<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先9<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の20の2の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先9<br>②移転先における用途 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 | 事後 | 規定に基づき修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先9<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の1の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先10<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の2の項 | 事後 | 根拠の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先11<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の5の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先12<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の10の項 | 事後 | 根拠の追加 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先13<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 本市において身体障がい者手帳の交付の登録がある者のうち、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 番号法第9条第2項、市番号条例別表第2の20の項 | 事後 | 根拠の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>②移転先における用途 | ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費の支給決定　・自立支援医療費の支給認定の申請内容変更<br>・補装具費の支給決定　・自立支援医療の支給認定 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 | 事後 | 規定に合わせるため修正 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先14<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付を受けている者 | 受給者等のうち、本市において身体障がい者手帳の交付の登録があり、情報提供依頼のあったもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | 【紙書類】<br>・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 | 【紙書類】<br>・保存期間を経過した申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>別添2特定個人情報ファイル記録項目<br>総合福祉システム<br>③　五法業務共通　情報<br>（2）住登外テーブル | 35.設置場所コード、36.更新番号、37.端末ID、38.更新年月日、39.更新ユーザID、40.画面・バッチID、41.処理ID、42.レコード適用開始日 | 35.登録理由コード、36.登録理由詳細、37.直近更新者ID、38.設置場所コード、39.更新番号、40.端末ID、41.更新年月日、42.更新ユーザID、43.画面・バッチID、44.処理ID、45.レコード適用開始日 | 事後 | 文言の追加 |
| | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>別添2特定個人情報ファイル記録項目<br>総合福祉システム<br>③　五法業務共通　情報<br>（14）個人メモ | 3.実施機関コード、4.個人メモ履歴番号、5.削除フラグ、6.個人メモ1、7.個人メモ2、8.個人メモ3、9.個人メモ4、10.個人メモ5、11.登録年月日、12.照会区分コード、13.通知開始日、14.通知終了日、15.登録者ID、16.直近更新者ID、17.設置場所コード、18.更新番号、19.端末ID、20.更新年月日、21.更新ユーザID、22.画面・バッチID、23.処理ID、24.レコード適用開始日 | 3.個人メモ履歴番号、4.削除フラグ、5.個人メモ1、6.個人メモ2、7.個人メモ3、8.個人メモ4、9.個人メモ5、10.登録年月日、11.照会区分コード、12.通知開始日、13.通知終了日、14.登録者ID、15.直近更新者ID、16.登録実施機関コード、17.更新実施機関コード、18.五法メモ区分コード、19.管理区区分コード、20.設置場所コード、21.更新番号、22.端末ID、23.更新年月日、24.更新ユーザID、25.画面・バッチID、26.処理ID、27.レコード適用開始日 | 事後 | 文言の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>別添2特定個人情報ファイル記録項目<br>総合福祉システム<br>③　五法業務共通　情報<br>（21）仮更新__住登外テーブル | 38.設置場所コード、39.更新番号、40.端末ID、41.更新年月日、42.更新ユーザID、43.画面・バッチID、44.処理ID、45.レコード適用開始日 | 38.登録理由コード、39.登録理由詳細、40.直近更新者ID、41.設置場所コード、42.更新番号、43.端末ID、44.更新年月日、45.更新ユーザID、46.画面・バッチID、47.処理ID、48.レコード適用開始日 | 事後 | 文言の追加 |
| | Ⅱ特定個人情報ファイルの概要<br>別添2特定個人情報ファイル記録項目<br>総合福祉システム<br>③　五法業務共通　情報<br>（28）DV等支援者情報 | 1.整理番号1、2.REFコード、3.REF修正連番、4.異動番号、5.直近区分、6.削除区分、7.登録年月日、8.解除年月日、9.画面表示開始日、10.画面表示終了日、11.帳票通知開始日、12.帳票通知終了日、13.REF内容、14.REF説明、15.メモ内容、16.メモ内容01、17.メモ内容02、18.メモ内容03、19.メモ内容04、20.メモ内容05、21.メモ内容06、22.メモ内容07、23.メモ内容08、24.メモ内容09、25.メモ内容10、26.住基更新年月日時間、27.住基更新年月日、28.設置場所コード、29.更新番号、30.端末ID、31.更新年月日、32.更新ユーザID、33.画面・バッチID、34.処理ID、35.レコード適用開始日 | （記載なし） | 事後 | 文言の削除 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・本人が書面を提出する際に、本人が本人（世帯員含む。以降、同様の定義とする）以外の情報を誤って記載することがないようチェックを行う。<br>・身体障がい者手帳交付事務に係る各種申請に関しては、国民健康保険被保険者証、個人番号カードなどで申請者の本人確認も行う。 | 【本人からの情報入手】<br>・本人が書面を提出する際に、本人が本人（世帯員含む。以降、同様の定義とする。）以外の情報を誤って記載することがないようチェックを行う。<br>・身体障がい者手帳交付事務に係る各種申請に関しては、国民健康保険資格確認書、個人番号カードなどで申請者の本人確認も行う。 | 事後 | 文言の修正 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・個人情報の収集にあたっては、本人から収集することとしている。<br>※例外的に保護者や成年後見人から収集を行うことがある。<br>・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。 | 【本人からの情報入手】<br>・個人情報の収集に当たっては、本人から収集する。<br>※例外的に保護者や成年後見人などから収集を行うことがある。<br>・権利のない者からの届出を受け付けないように届出人要件の確認を徹底する。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 身体障がい者手帳交付事務に係る各種申請に関しては、国民健康保険被保険者証、個人番号カードなどで申請者の本人確認も行う。 | 身体障がい者手帳交付事務に係る各種申請に関しては、国民健康保険資格確認書、個人番号カードなどで申請者の本人確認を行う。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カードの提示を受け本人確認を行ったときは、総合福祉システムにて個人番号に相違がないか確認を行う。 | 【個人番号カードによる確認】<br>・個人番号カードの提示を受け本人確認を行ったときは、総合福祉システムにて個人番号に相違がないか確認を行う。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・本人の申し出に基づき特定個人情報を最新の情報に保つよう努めている。<br>・住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。<br>・問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。<br><br>【他部署からの情報入手】<br>・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。 | 【本人からの情報入手】<br>・本人の申し出に基づき特定個人情報を最新の情報に保つよう努める。<br>・住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。<br>・問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。<br><br>【他部署からの情報入手】<br>・住民票の情報については、住民記録システムから情報を定期的に取得する。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク□スクに対する措置の内容 | 【本人からの情報入手】<br>・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。<br>・システム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。<br><br>（中略）<br><br>【その他】<br>・情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウィルス対策などを実施。<br>・定期的及び随時にウイルスソフトウェアの更新を行う。 | 【本人からの情報入手】<br>・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケース等に保管する。<br>・システム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。<br><br>（中略）<br><br>【その他】<br>・情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持ち出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウィルス対策などを実施する。<br>・定期的及び随時にウイルスソフトウェアの更新を行う。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | ・総合福祉システムを使用するための端末は、他のシステムも起動できるが、身体障がい者手帳交付事務を担当する職員が使用できるのは、総合福祉システムのみに限られている。したがって、身体障がい者手帳交付事務ファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。 | ・総合福祉システムを使用するための端末だけが特定個人情報ファイルにアクセスできるよう、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御を行っている。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>ユーザ認証の管理<br>具体的な管理方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・総合福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証、生体情報（指静脈）による認証を行っている。<br>・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。パスワードはシステム的に変更させる設定としている。<br>・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報（指静脈）による認証を行っている。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。<br><br>【なりすまし防止策】<br>従事者は以下を遵守し、利用ユーザIDを適切に管理する。<br>・パスワードは第三者に知られないように管理する | 【認証方法】<br>＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・総合福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID、パスワードによる認証及び生体情報（指静脈）による認証を行う。<br>・ユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。<br>・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定とする。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザID、パスワードによる認証及び生体情報（指静脈）による認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知する（システム的に変更させる設定としている。）。<br><br>【なりすまし防止策】<br>従事者は以下を遵守し、利用ユーザIDを適切に管理する。<br>・パスワードは他者に知られないように管理する | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>アクセス権限の発効・失効の管理<br>具体的な管理方法 | ＜統合基盤システムに関わる措置＞ | ＜統合基盤システムにおける措置＞ | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>アクセス権限の管理<br>具体的な管理方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。<br>・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。<br>・ユーザIDやアクセス権限を各事業所管課が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。<br><br>＜統合基盤システムに関わる措置＞<br>・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザIDおよび権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。<br>・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限する。<br>・ユーザIDやアクセス権限を各事業所管課が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>特定個人情報の使用の記録<br>具体的な方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保存する。また記録は定期的に確認し、不正アクセスがないかどうかを確認する。<br>＜統合基盤システムに関わる措置＞ | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存する。また記録は定期的に確認し、不正アクセスがないかどうかを確認する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞ | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【職員の情報管理】<br>・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を原則として禁止している。<br>・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。<br>・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。<br>・総合福祉システム、及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。<br><br>【委託事業者の情報管理】<br>・委託事業者に対しては目的外利用禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。<br><br>【職員の違反措置】<br>・特定個人情報の使用記録より必要に応じて記録の解析を行い、事務外の利用有無を確認する。<br>・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 | 【職員の情報管理】<br>・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を原則として禁止する。<br>・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。<br>・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。<br>・総合福祉システム及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。<br><br>【委託事業者の情報管理】<br>・委託事業者に対しては目的外利用禁止を契約で定め、従事者の教育訓練を義務付ける。<br><br>【職員の違反措置】<br>・特定個人情報の使用記録より必要に応じて記録の解析を行い、事務外の利用有無を確認する。<br>・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象とし、事務外の使用を抑制する。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【職員の情報管理】<br>・システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行う。<br><br>【委託事業者の情報管理】<br>・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。<br><br>＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・総合福祉システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。<br>・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 | 【職員の情報管理】<br>・システムの運用に関わる職員を対象に、当該システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行う。<br><br>【委託事業者の情報管理】<br>・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をする。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認する。<br><br>＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・総合福祉システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。<br>・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>情報保護管理体制の確認 | 【業者選定時】<br>・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること及びISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていることを義務付ける。 | 【業者選定時】<br>・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていることを義務付ける。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限<br>具体的な制限方法 | 委託契約書に以下の規定を設ける。<br>①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。<br>②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。<br>③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。<br>④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 | 委託契約書に以下の規定を設ける。<br>①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止する。<br>②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行う。<br>③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、機密保護等の誓約書を提出させる。<br>④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認する。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの取扱いの記録<br>具体的な方法 | ・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。<br>・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。<br>・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、1ヵ月分を磁気ディスクにまとめて保管委託を行っている。<br>・システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能によりID単位の操作内容が記録される。 | ・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。<br>・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。<br>・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、1か月分を磁気ディスクにまとめて保管委託を行う。<br>・システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能によりID単位の操作内容を記録する。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保<br>具体的な方法 | ・個人情報保護の遵守を契約書に記載している<br>・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている<br>・秘密保持義務に関し覚書を交わしている<br>・情報セキュリティ確認書（※）により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている<br><br>（※）委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させており、契約書に添付されている。 | ・個人情報保護の遵守を契約書に記載する<br>・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付ける<br>・秘密保持義務に関し覚書を交わす<br>・情報セキュリティ確認書（※）により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させる<br><br>（※）委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させ、契約書に添付させる。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）<br>リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク<br>特定個人情報の提供・移転の記録<br>具体的な方法 | 【移転】<br>・移転については、総合福祉システムから対象となるシステムに対し、自動で実施されるが、その内容は全て記録するように構築している。 | 【移転】<br>・移転については、総合福祉システムから対象となるシステムに対し、自動で実施されるが、その内容は全て記録する。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）<br>リスク3：　誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク<br>リスクに対する措置の内容 | 【移転】<br>・総合福祉システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。また、決められた移転先のみにしか情報の移転ができない仕組みとなっている。 | 【移転】<br>・総合福祉システムでは本業務で保有する情報を全て連携することはできないため、番号法に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保する。また、決められた移転先のみにしか情報の移転ができない仕組みとする。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1：　目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を受領することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>②中間サーバーの職員認証・権利管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び紹介した情報の受領を行う機能<br>（※2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能<br>（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか複写できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 | （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか複号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク5：　不正な提供が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、総合福祉システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。<br>②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規程に基づき定められた情報のみとなっており、不正な提供が行われるリスクに対応している。 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、総合福祉システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。<br>②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、不正な提供が行われるリスクに対応している。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク6：　不適切な方法で提供されるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能 | 事後 | （※）の追記 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク7：　誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、総合福祉システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。<br>②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規程に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。 | ＜総合福祉システムの運用における措置＞<br>①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、総合福祉システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。<br>②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>⑤物理的対策<br>具体的な対策の内容 | 【情報システム室（※）】<br>・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。<br>・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納されている。<br>・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。<br>・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。<br>・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電気的障害に対する措置を講じている。<br>・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。<br><br>（※）中央情報処理センター第二別館内でサーバーを設置している場所<br><br>【記録媒体等の保管場所】<br>・システムバックアップデータは、情報システム室内の保管庫に格納し、入室者の制限を行っている。また、大阪府外の遠隔地にも保管している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。<br>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータを保管している。 | 【情報システム室（※）】<br>・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、このドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行う。<br>・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納する。<br>・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行う。<br>・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行う。<br>・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電気的障害に対する措置を講ずる。<br>・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとする。<br>（※）中央情報処理センター第二別館内でサーバーを設置している場所<br><br>【記録媒体等の保管場所】<br>・システムバックアップデータは、情報システム室内の保管庫に格納し、入室者の制限を行う。また、大阪府外の遠隔地にも保管する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。<br>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策を適切に実施するほか、次を満たすこととする。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7．特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>⑥技術的対策<br>具体的な対策の内容 | 【ウイルス対策】<br>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバ及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。<br>・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。<br><br>【不正アクセス対策】<br>・総合福祉システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットに接続できない。<br>・総合福祉システムにて利用する個人情報ファイルは、総合福祉システム内の共有ファイルサーバ等に保存しており、インターネットに接続可能な庁内情報系ネットワークに接続された端末に移動・保管する運用は行っていない。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br><br>【不正アクセス対策】<br>・総合福祉システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットと物理的に接続されていない。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 | 【ウイルス対策】<br>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバ及び端末機に常駐させ、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行う。<br>・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施する。<br><br>【不正アクセス対策】<br>・総合福祉システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットと物理的に接続されていない。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7．特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>⑥技術的対策<br>具体的な対策の内容 | 【その他】<br>・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<br>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 | 【その他】<br>・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行う。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講ずる。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・データについては、最新の状態で保管している。<br>・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・データについては、最新の状態で保管する。<br>・住民の情報については、住民記録システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。<br><br>＜統合基盤システムにおける措置＞<br>・統合宛名に係る住民の5情報については、住民記録システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク<br>消去手順<br>手順の内容 | ・データについては、保管期間の満了後システムにてデータベースより削除する。<br>・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。<br>・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 | ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。<br>・保存期間を経過した申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 | 事後 | 具体の事務に即して修正 |
| | Ⅳ　その他のリスク対策<br>1. 監査<br>①自己点検<br>具体的なチェック方法 | ・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行っている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 | ・個人情報を取り扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行う。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステム接続運用規程等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅳ　その他のリスク対策<br>1．監査<br>②監査<br>具体的な内容 | ・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者（情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。）が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。<br>・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | ・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者（情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。）が実施する内部検査において、全てのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。<br>・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①情報提供ネットワークシステム接続運用規程等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。<br>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行う。 | 事後 | 文言の整理 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅳ　その他のリスク対策<br>2. 従業者に対する教育・啓発<br>従業者に対する教育・啓発<br>具体的な方法 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・本システムについて、市税事務所等のシステム利用部署の責任者（情報セキュリティ責任者）に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。<br>・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。<br>・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書（協定書）に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている、「個人情報に関する取扱いや法令等の遵守」について、教育（研修等）を実施させている。<br>・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。<br>・新たに身体障がい者手帳交付事務に従事する職員には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。また、従事後は、年に1回以上、全職員を対象に、情報セキュリティ管理規程等に則した内容の集合研修又はeラーニング等による研修を実施している。<br>・集合研修については複数回開催することで、未受講者への受講の機会を与え、全職員が受講できるようにしている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、セキュリティ運用規則等について研修を行うこととしている。 | ＜総合福祉システムにおける措置＞<br>・本システムについて、各区保健福祉センター等のシステム利用部署の責任者（情報セキュリティ責任者）に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行う。<br>・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行い、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行う。<br>・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書（協定書）に定め、機密保護等の誓約書を提出させる。さらに、委託事業者において、当該職員に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている、「個人情報に関する取扱いや法令等の遵守」について、教育（研修等）を実施させる。<br>・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。<br>・新たに身体障がい者手帳交付事務に従事する職員には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須とする。また、従事後は、年に1回以上、全職員を対象に、情報セキュリティ管理規程等に則した内容の集合研修又はeラーニング等による研修を実施する。<br>・集合研修については複数回開催することで、未受講者への受講の機会を与え、全職員が受講できるようにする。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。<br>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、情報提供ネットワークシステム接続運用規程等について研修を行う。 | 事後 | 文言の整理 |
| | Ⅴ　開示請求、問合せ<br>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>②請求方法<br>特記事項 | 大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載する予定。 | 大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載している。 | 事後 | 時点修正 |
| | Ⅴ　開示請求、問合せ<br>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>①連絡先 | 〒530-8201<br>大阪市北区中之島1丁目3番20号　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課<br>電話：06-6208-8081　ファックス：06-6202-6961 | 〒530-8201<br>大阪市北区中之島1丁目3番20号　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課<br>電話：06-6208-8072　ファックス：06-6202-6962 | 事後 | 担当の変更による |